

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成28年3月1日
(第42期) 至 平成29年2月28日

株式会社ローソン

E03345

目次

第42期 有価証券報告書	頁
【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【販売実績】	16
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	54
第5 【経理の状況】	64
1 【連結財務諸表等】	65
2 【財務諸表等】	107
第6 【提出会社の株式事務の概要】	124
第7 【提出会社の参考情報】	125
1 【提出会社の親会社等の情報】	125
2 【その他の参考情報】	125
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	126

監査報告書

平成29年2月連結会計年度

平成29年2月事業年度

内部統制報告書

- 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】
- 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】
- 3 【評価結果に関する事項】
- 4 【付記事項】
- 5 【特記事項】

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月31日

【事業年度】 第42期(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

【会社名】 株式会社ローソン

【英訳名】 Lawson, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 竹増 貞信

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【電話番号】 03(5435)1880

【事務連絡者氏名】 理事執行役員 財務経理本部長 高西 朋貴

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【電話番号】 03(5435)1880

【事務連絡者氏名】 理事執行役員 財務経理本部長 高西 朋貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
チェーン全店売上高 (百万円)	1,906,547	1,945,394	1,961,983	2,049,554	2,157,951
営業総収入 (百万円)	487,445	485,247	497,913	583,452	631,288
経常利益 (百万円)	65,926	68,880	71,714	69,622	73,014
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	33,182	37,965	32,686	31,381	36,400
包括利益 (百万円)	34,871	39,807	35,224	32,928	35,543
純資産額 (百万円)	230,181	250,497	263,797	272,997	285,995
総資産額 (百万円)	579,809	620,992	764,614	803,212	866,577
1株当たり純資産額 (円)	2,267.17	2,455.25	2,561.25	2,643.97	2,748.39
1株当たり当期純利益金額 (円)	332.20	380.04	327.08	313.81	363.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	331.69	379.35	326.65	313.57	363.70
自己資本比率 (%)	39.1	39.5	33.5	32.9	31.7
自己資本利益率 (%)	15.16	16.10	13.04	12.03	13.50
株価収益率 (倍)	20.74	18.58	23.91	27.72	21.29
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	85,188	81,503	110,567	112,205	99,864
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△54,196	△47,924	△100,433	△68,657	△76,227
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△31,979	△39,650	△3,289	△50,201	△25,638
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	72,766	68,759	76,754	69,793	67,692
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	6,404 (8,845)	6,336 (8,280)	7,606 (10,025)	8,377 (8,764)	9,403 (9,883)

(注) 1. チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成25年 2月	平成26年 2月	平成27年 2月	平成28年 2月	平成29年 2月
チェーン全店売上高 (百万円)	1,693,435	1,758,656	1,932,798	1,960,266	2,027,504
営業総収入 (百万円)	282,752	298,778	316,340	333,855	356,186
経常利益 (百万円)	59,459	62,171	61,649	54,982	56,459
当期純利益 (百万円)	30,314	33,625	26,200	21,802	19,088
資本金 (百万円)	58,506	58,506	58,506	58,506	58,506
発行済株式総数 (千株)	100,300	100,300	100,300	100,300	100,300
純資産額 (百万円)	227,974	240,648	243,420	243,576	237,409
総資産額 (百万円)	532,619	589,793	693,811	714,875	767,986
1株当たり純資産額 (円)	2,277.90	2,403.21	2,432.00	2,432.73	2,370.59
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	200.00 (100.00)	220.00 (110.00)	240.00 (120.00)	245.00 (122.50)	250.00 (125.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	303.49	336.59	262.18	218.02	190.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	303.02	335.98	261.83	217.85	190.72
自己資本比率 (%)	42.7	40.7	35.1	34.0	30.9
自己資本利益率 (%)	13.66	14.38	10.84	8.94	7.95
株価収益率 (倍)	22.70	20.97	29.83	39.90	40.60
配当性向 (%)	65.90	65.36	91.54	112.37	130.98
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	3,482 (1,964)	3,544 (1,866)	3,679 (1,848)	3,846 (1,848)	4,217 (2,197)

(注) チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

- 昭和50年4月 大阪府吹田市豊津町9番1号にダイエーローソン株式会社を設立。
- 昭和50年6月 1号店「桜塚店」（大阪府豊中市南桜塚）をオープン。
- 昭和54年9月 株式会社ローソンジャパンへ商号変更。
- 昭和55年9月 株式会社テー・ビィ・ピーサンチェーンと業務提携。
- 平成元年3月 株式会社サンチェーンを合併し、株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズに商号変更。
- 平成8年2月 上海華聯羅森有限公司（現・上海羅森便利有限公司 現・連結子会社）を設立。
- 平成8年6月 株式会社ローソンへ商号変更。
- 平成9年7月 全国47都道府県への出店を完了。
- 平成9年12月 株式会社ローソンチケット（現・株式会社ローソンHMVエンタテイメント 現・連結子会社）を連結子会社化。
- 平成12年2月 三菱商事株式会社と広範囲な業務提携契約を締結。
- 平成12年7月 東京証券取引所第一部に株式上場。
- 平成13年5月 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス（現・連結子会社）を設立。
- 平成16年3月 株式会社ベストプラクティス（現・連結子会社）を設立。
- 平成17年4月 株式会社バリューローソン（連結子会社）を設立。
- 平成18年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現・株式会社NTTドコモ）と業務提携契約を締結。同時に自己株式の譲渡による資本提携。
- 平成19年6月 本店を東京都品川区大崎1丁目11番2号に移転。
- 平成20年9月 株式会社九九プラスを連結子会社化。
- 平成21年5月 株式会社バリューローソンを株式会社九九プラスへ吸収合併。
- 平成21年7月 株式会社ローソンチケットが、株式会社ローソンエンターメディアへ商号変更。
- 平成21年12月 株式会社ローソン沖縄（現・持分法適用関連会社）を通じたエリアフランチャイズ展開の開始。
- 平成22年4月 重慶羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 平成22年12月 HMVジャパン株式会社を連結子会社化。
- 平成23年9月 株式会社ローソンエンターメディアとHMVジャパン株式会社が合併し、株式会社ローソンHMVエンタテイメントへ商号変更。
- 平成23年9月 大連羅森便利店有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 平成24年5月 羅森（中国）投資有限公司（現・連結子会社）を設立。
- 平成24年7月 株式会社SCI（現・連結子会社）を設立。
- 平成25年3月 Saha Lawson Co., Ltd. を連結子会社化。
- 平成25年11月 株式会社ローソンマート（現・株式会社ローソンストア100 現・連結子会社）を設立。
- 平成26年2月 株式会社九九プラスを吸収合併。
- 平成26年7月 ローソンHMVエンタテイメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社（現・連結子会社）を設立。
- 平成26年8月 ユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社及びユナイテッド・シネマ株式会社を連結子会社化。
- 平成26年10月 株式会社成城石井を連結子会社化。
- 平成27年3月 上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司及び浙江羅森百貨有限公司を連結子会社化。
- 平成28年3月 羅森（北京）有限公司、北京羅松商貿有限公司を連結子会社化。
- 平成28年9月 株式会社ローソン山陰（現・連結子会社）を設立。
- 平成29年2月 三菱商事株式会社による当社普通株式に対する公開買付けにより、同社の連結子会社となる。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、親会社（三菱商事株式会社）、子会社、関連会社（共同支配企業を含む）で構成されており、コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を主な事業として展開しております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

〔国内コンビニエンスストア事業〕

- ・当社は、主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア「ローソン」「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア100」のチェーン本部として、フランチャイズシステム及び直営店舗を運営しております。
- ・連結子会社の株式会社ローソン山陰は、当社と株式会社ポプラとの合弁事業として、山陰地方でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- ・連結子会社の株式会社ローソンストア100は、コンビニエンスストア「ローソンストア100」の店舗運営及び指導並びに商品関連事業を行っております。
- ・連結子会社の株式会社SCIは、加工食品、冷凍食品等の食肉や包装資材等の卸売業を営んでおります。
- ・持分法適用関連会社の株式会社ローソン沖縄は、当社と株式会社サンエーとの合弁事業として、沖縄県でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- ・持分法適用関連会社の株式会社ローソン南九州は、当社と南国殖産株式会社との合弁事業として、鹿児島県でローソン店舗のチェーン展開を行っております。
- ・持分法適用関連会社（共同支配企業）の株式会社ローソン高知は、当社と株式会社サニーマートとの合弁事業として、高知県でローソン店舗のチェーン展開を行っております。

〔成城石井事業〕

- ・連結子会社の株式会社成城石井は、高付加価値追求・製造小売型スーパーマーケット「成城石井」を運営しております。

〔エンタテインメント関連事業〕

- ・連結子会社の株式会社ローソンHMVエンタテインメントは、ローソン店舗などにおいてチケット及び音楽・映像ソフトを販売しております。
- ・連結子会社のローソンHMVエンタテインメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社は、関係会社の株式を保有するホールディングスカンパニーであります。
- ・連結子会社のユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社は、関係会社の株式を保有するホールディングスカンパニーであります。
- ・連結子会社のユナイテッド・シネマ株式会社は、複合型映画館の運営を行っております。

〔海外事業〕

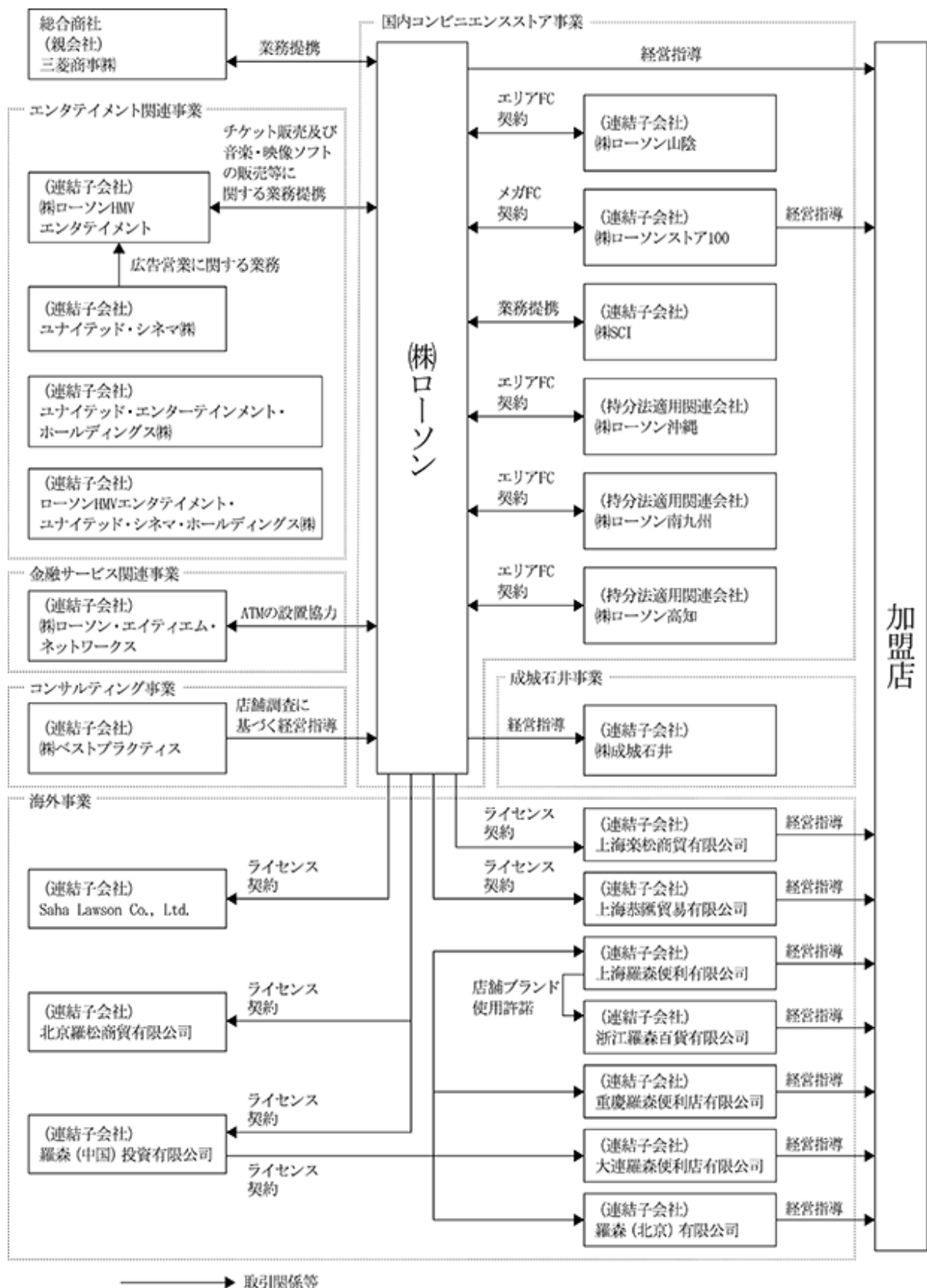
- ・連結子会社の羅森（中国）投資有限公司は、中華人民共和国において事業を営む会社を統括しております。
- ・連結子会社の上海羅森便利有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の上海樂松商貿有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の上海恭匯貿易有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の浙江羅森百貨有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の重慶羅森便利店有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の大連羅森便利店有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の羅森（北京）有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗及びフランチャイズ店舗を運営しております。
- ・連結子会社の北京羅松商貿有限公司は、中華人民共和国でコンビニエンスストア「ローソン」の直営店舗を運営しております。
- ・連結子会社のSaha Lawson Co., Ltd. は、タイ王国で小型店舗「LAWSON 108」「108SHOP」の直営店舗を運営しております。

[金融サービス関連事業]

- ・連結子会社の株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などにおいて共同ATMを設置しております。

[コンサルティング事業]

- ・連結子会社の株式会社ベストプラクティスは、店舗調査に基づきローソン店舗の改善提案を行っております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	役員の 兼任 (人)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
(親会社) 三菱商事株式会社 (注) 3	東京都 千代田区	204,446 百万円	総合商社	被所有 50.2	—	—	業務提携契約 上の取引	—
(連結子会社) 株式会社ローソン山陰	鳥取県 米子市	5 百万円	国内コン ビニエン ストア 事業	70.2	—	—	各種業務の 受託 ロイヤリティ フィーの受取	事務所及び店舗 の転貸
株式会社ローソンストア 100	東京都 品川区	99 百万円	国内コン ビニエン ストア 事業	100	2	資金の借入 1,200 百万円	各種業務の 受託・委託 ロイヤリティ フィーの受取 経営指導	事務所の転貸
株式会社SCI	東京都 品川区	10 百万円	国内コン ビニエン ストア 事業	100	—	資金の借入 7,200 百万円	各種業務の 受託 経営指導	事務所の転貸
株式会社成城石井 (注) 7	東京都 世田谷区	100 百万円	成城石井 事業	100	—	資金の貸付 5,100 百万円	商品の購入 経営指導	店舗の転貸
株式会社ローソンHVMエン タテインメント	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ イメント 関連事業	100	1	資金の借入 16,000 百万円	商品の購入 各種業務の 受託・委託 経営指導	事務所の転貸
ローソンHVMエンタテイメ ント・ユナイテッド・シ ネマ・ホールディングス 株式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ イメント 関連事業	100 (100)	—	—	—	事務所の転貸
ユナイテッド・エンター テインメント・ホール ディングス株式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ イメント 関連事業	100 (100)	—	—	—	事務所の転貸
ユナイテッド・シネマ株 式会社	東京都 品川区	100 百万円	エンタテ イメント 関連事業	100 (100)	—	—	—	事務所の転貸
羅森(中国)投資有限公司 (注) 4	中華人民 共和国 上海市	930 百万中国元	海外事業	100	1	資金の貸付 676 百万中国元	ロイヤリティ フィーの受取	—
上海羅森便利有限公司	中華人民 共和国 上海市	353 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
上海樂松商貿有限公司	中華人民 共和国 上海市	0.1 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
上海恭匯貿易有限公司	中華人民 共和国 上海市	0.3 百万中国元	海外事業	85 (85)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
浙江羅森百貨有限公司	中華人民 共和国 杭州市	10 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	役員の 兼任 (人)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
重慶羅森便利店有限公司	中華人民 共和国 重慶市	190 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
大連羅森便利店有限公司	中華人民 共和国 大連市	66 百万中国元	海外事業	98.3 (98.3)	—	—	—	—
羅森(北京)有限公司	中華人民 共和国 北京市	184 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	—	—
北京羅松商貿有限公司	中華人民 共和国 北京市	0.1 百万中国元	海外事業	100 (100)	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
Saha Lawson Co., Ltd. (注) 5	タイ王国 バンコク 市	1,087 百万バーツ	海外事業	49	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソン・エイ ティエム・ネットワ ークス	東京都 品川区	3,000 百万円	金融サー ビス関連 事業	76.3	—	資金の借入 21,100 百万円	各種業務の 受託・委託	事務所の転貸
株式会社ベストプラク ティス	東京都 品川区	10 百万円	コンサル ティング 事業	100	—	資金の借入 600 百万円	各種業務の 委託	事務所の転貸
(持分法適用関連会社)								
株式会社ローソン沖縄	沖縄県 浦添市	10 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソン南九州	鹿児島県 鹿児島市	100 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	資金の貸付 637 百万円	ロイヤリティ フィーの受取	—
株式会社ローソン高知 (注) 6	高知県 高知市	50 百万円	国内コン ビニエン スストア 事業	49	—	—	ロイヤリティ フィーの受取	店舗の転貸

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は、間接所有で内数であります。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 持分は、100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

6. 共同支配企業に該当しております。

7. 株式会社成城石井については、営業総収入（連結会社相互間の内部営業総収入を除く）の連結営業総収入に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 営業総収入	85,824百万円
	② 経常利益	7,693 "
	③ 当期純利益	4,616 "
	④ 純資産額	29,458 "
	⑤ 総資産額	43,393 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内コンビニエンスストア事業	4,989	(4,334)
成城石井事業	951	(1,813)
エンタテインメント関連事業	1,039	(972)
報告セグメント計	6,979	(7,119)
その他	2,424	(2,764)
合計	9,403	(9,883)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は年間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが営んでいる金融サービス関連事業等を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成29年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4,217 (2,197)	39.7	12.3	6,694

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は年間の平均人員数（ただし、1日勤務時間8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
3. 提出会社の従業員は、すべて国内コンビニエンスストア事業に属しております。

(3) 労働組合の状況

- ① 名称 UAゼンセン同盟ローソンユニオン
- ② 結成年月日 平成2年10月26日
- ③ 組合員数 2,549名
- ④ 労使関係 安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におきましては、「1000日全員実行プロジェクト」を立ち上げ、次世代コンビニエンスストアモデルの構築に向け、事業活動を展開してまいりました。高齢化や核家族化などによる、マチ（地域）のニーズの変化や、業界再編の動きなどもあり、コンビニエンスストア業界は大きな変化に直面しています。当社は、当期からの3年間を重要な節目ととらえ、「1000日全員実行プロジェクト」のもと、小商圏型製造小売業としてのビジネスモデルを進化させ、従来にないレベルに店舗生産性を高めることにより、お客さまの生活全般のニーズを満たす「マチの暮らしにとって、なくてはならない存在」を目指してまいります。

また、三菱商事株式会社による当社普通株式の公開買付けが完了し、同社が当社の総株主等の議決権の過半数を所有することになったため、当社は2月15日付で同社の連結子会社となりました。同社は、当社の上場及びその経営の自主性を維持しながら連携を強化する方針です。引き続き、当社は、独立した上場会社としての適切なガバナンスと、三菱商事グループ各社とのシナジー効果を最大限実現できる体制づくりを目指してまいります。

なお、2016年度内部統制基本方針に基づき、当社グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応にも注力してまいりました。今後ともより一層、内部統制の充実を図ってまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(国内コンビニエンスストア事業)

国内コンビニエンスストア事業につきましては、様々なお客さまに日常づかいのお店としてご来店いただけるように、プライベートブランド「ローソンセレクト」商品の拡充や、既存店舗の改装、広告販促費の積極投入などを進め、品揃え強化に取り組んでまいりました。

[店舗運営の状況]

店舗運営につきましては、3つの徹底（①心のこもった接客②マチのニーズに合った品揃えの徹底③お店とマチをきれいにする）の強化に加えて、要冷機器及び冷凍平台ケースの増設や、棚を高くして棚段数を増やすなど、既存店舗の改装を積極的に推し進め、惣菜や冷凍食品、調味料などの品揃えを充実させました。

[商品及びサービスの状況]

商品につきましては、日配食品や冷凍食品など日常的に購入されるカテゴリーを中心とする「ローソンセレクト」の品揃えや、和惣菜やサラダなどデリカカテゴリーの品揃えの充実を図りました。加えて、お客さまの健康に配慮した商品の販売にも注力いたしました。例えば、積極的に野菜を摂取できる商品として、ナチュラルローソンの「グリーンスムージー」が女性や健康志向の強いお客さま層を中心に多くのご支持をいただいているほか、1日の必要量の約1/2の野菜が摂れる「肉野菜炒め弁当」も人気を集めました。また、カウンターファストフードでは、従来の焼鳥より重量を約20%増やした、ローソン史上最も大きい「でか焼鳥」を1月に発売し、多くのお客さまから好評を得ております。

全国23か所で展開しているローソンファームは、当社グループの店舗やオリジナル商品の工場へ安全で新鮮な野菜や果物を供給する役割を担っております。当社はローソンファームの適切な農場管理体制を構築するため、農業生産工程管理手法「JGAP」の認証に取り組んでおり、7月には、当社とローソンファーム社長会の取り組みがGAP*1の普及に最も貢献した取り組みとして、アジアGAP総合研究所が主催する「GAP 普及大賞2016」を受賞いたしました。引き続き、当社グループでは、このような取り組みを通じて、安全・安心な商品の提供に努めてまいります。

これらの商品強化のほかにサービスの強化も行っており、「ギフトカード」*2の取扱高は、引き続き堅調に推移しております。

また、1月から世界最大級のモバイル決済サービス「支付宝 (Alipay)」と、コミュニケーションアプリ「LINE」内にある送金・決済サービス「LINE Pay」のバーコード決済の取扱いを、業界で初めて全店舗で開始いたしました。

販売促進施策につきましては、ローソンセレクトの冷蔵・冷凍食品各種やカウンターケース内の一部商品が10%引きになる「ローソン得市!」を毎月開催し、お買い上げ点数の向上に努めました。また、「おにぎり100円セール」やエンタテイメント分野の強みを生かした「E-girls」や「三代目J Soul Brothers from EXILE TRIBE」などの「スピードくじ」、Ponta会員限定の夕夜間ポイント5倍キャンペーンなど、集客効果の高い施策も展開いたしました。

*1 GAP : Good Agricultural Practice (農業生産工程管理手法)

*2 ギフトカード : インターネット上での決済に使用することのできるプリペイドカードの総称

<国内コンビニエンスストア事業の商品別チェーン全店売上高>

商品群別	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	1,033,448	52.7	1,073,044	52.5	103.8
ファストフード	463,431	23.7	481,267	23.6	103.8
日配食品	276,886	14.1	294,141	14.4	106.2
非食品	186,499	9.5	194,833	9.5	104.5
合計	1,960,266	100.0	2,043,287	100.0	104.2

(注) 上記表は、株式会社ローソンと株式会社ローソン山陰の合計となります。

また、「ローソン・スリーエフ」及び「ローソン・ポプラ」が含まれております。

[店舗開発の状況]

出店につきましては、引き続き収益性を重視した店舗開発に努めました。

他チェーンとの提携につきましては、株式会社セーブオンと、前期に締結したメガフランチャイズ契約に基づき、山形県・福島県・茨城県で展開する「セーブオン」54店舗を、順次「ローソン」店舗に転換いたしました。さらに、第4四半期には、群馬県・栃木県・新潟県・埼玉県・千葉県においてもメガフランチャイズ契約を締結いたしました。同地区にある「セーブオン」503店舗(12月末現在、長野県2店舗含む。)を、平成29年夏頃から平成30年中に順次「ローソン」店舗に転換する予定となっております。

また、株式会社スリーエフとの間では、2月までに23店舗の「スリーエフ」を「ローソン」店舗に転換したほか、9月に設立した合弁会社「株式会社エル・ティーエフ」が、「スリーエフ」から「ローソン・スリーエフ」に転換された89店舗(当期末現在)を展開しております。

一方、株式会社ポプラとの間では、両社の共同出資となる「株式会社ローソン山陰」が、鳥取・島根地区でのエリアフランチャイズ事業を開始いたしました。同社は、株式会社ポプラが展開するコンビニエンスストアのうち「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を希望した店舗と、当社鳥取支店・島根支店の店舗を統合し、当期末現在で287店舗(うち「ローソン・ポプラ」56店舗)を展開しております。

さらに、調剤薬局、ドラッグストアチェーンとの提携により、一般用医薬品や化粧品、日用品などの品揃えを加え、通常のローソンよりも多くの商品を取り揃えたヘルスケア強化型店舗を継続して展開しております。このようなヘルスケア強化型店舗も含めた一般用医薬品の取扱店舗数は、当期末現在で157店舗(うち、調剤薬局併設型店舗数は41店舗)となりました。また、介護相談窓口併設型店舗数は、7月に広島県で初のケア(介護)拠点併設型店舗となる「ローソン呉広長浜店」を加え、当期末現在で9店舗となりました。引き続き、高齢化や健康意識の高まりなどに対応したコンビニエンスストアモデルの構築にも取り組んでまいります。

「ローソンスストア100」につきましては、前年度に引き続き、適量・小分けで税抜き価格が100円という商品の構成比を高めるなど、バリューニーズに対応するとともに、お客さまからのご支持が高かった青果の販売を強化いたしました。その結果、当連結累計期間の既存店売上高は前年を上回る実績となりました。

なお、当連結累計期間における「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンスストア100」の国内の出店数は1,108店舗、閉店数は413店舗となり、当期末現在の国内総店舗数は12,575店舗となりました。*3

また、当期末現在で、持分法適用関連会社である株式会社ローソン高知が高知県で展開する「ローソン」が135店舗、株式会社ローソン南九州が鹿児島県で展開する「ローソン」が191店舗、株式会社ローソン沖縄が沖縄県で展開する「ローソン」が210店舗あります。

*3 出店数、閉店数、国内総店舗数は、いずれも株式会社ローソンと株式会社ローソン山陰の合計です。

<国内店舗数の推移>

	平成28年2月29日 現在の総店舗数	期中増減	平成29年2月28日 現在の総店舗数
ローソン	10,937	699	11,636
ナチュラルローソン	134	7	141
ローソンストア100	809	△11	798
合計	11,880	695	12,575

(注) 上記表は、株式会社ローソンと株式会社ローソン山陰の合計となります。

また、「ローソン・スリーエフ」及び「ローソン・ポプラ」が含まれております。

<国内地域別店舗分布状況（平成29年2月28日現在）>

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	637	茨城県	193	京都府	328	愛媛県	214
青森県	234	東京都	1,588	滋賀県	154	徳島県	134
秋田県	188	神奈川県	872	奈良県	128	福岡県	473
岩手県	169	静岡県	256	和歌山県	137	佐賀県	68
宮城県	227	山梨県	122	大阪府	1,048	長崎県	106
山形県	105	長野県	173	兵庫県	663	大分県	176
福島県	130	愛知県	629	岡山県	172	熊本県	145
新潟県	148	岐阜県	164	広島県	199	宮崎県	104
栃木県	157	三重県	131	山口県	122	国内合計	12,575
群馬県	115	石川県	104	鳥取県	137		
埼玉県	599	富山県	186	島根県	149		
千葉県	550	福井県	110	香川県	131		

(注) 上記表は、株式会社ローソンと株式会社ローソン山陰の合計となります。

また、「ローソン・スリーエフ」及び「ローソン・ポプラ」が含まれております。

[その他]

ホームコンビニエンスの取り組みにつきましては、ローソン店舗を拠点とした注文・受取り・宅配サービス網を活用する「オープンプラットフォーム」の構築を進め、お客さまの利便性の向上に努めました。

物流の取り組みにつきましては、冷蔵・冷凍・常温の3つの温度帯を統合した物流センターを3月から稼働いたしました。同センターの自社運営の取り組みなどを通じて、サプライチェーン全体のさらなる効率化や店舗生産性の改善を目指してまいります。

「ローソン型次世代コンビニエンスストア」のモデル構築の取り組みにつきましては、「ローソンパナソニック前店」（大阪府守口市）において、RFID（電子タグ）を使用した、業界初となる完全自動セルフレジ機「レジロボ[®]」の実証実験を行いました。将来的には、精算時のスキャン登録をなくしたスピーディな精算により、お客さまの利便性の向上と複雑化する店舗業務の効率化を目指し、生産性革命を進めてまいります。

これらの結果、国内コンビニエンスストア事業の営業総収入は4,246億8百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益は598億65百万円（同0.2%減）となりました。

(成城石井事業)

食にこだわる高品質スーパーマーケット「成城石井」の直営店舗数は、当期末現在で132店舗となりました。売上は引き続き好調に推移し、4月には、アトレ恵比寿西館に「成城石井」と「Le Bar a Vin 52」の一体型店舗を初めてオープンいたしました。商品につきましては、新たにプライベートブランド「desica（デシカ）」を立ち上げ、その販売は好調に推移しております。また、「成城石井」で販売しているワインの「ナチュラルローソン」での展開や、菓子の共同輸入、ナッツ、カップスープなどの共同開発など、国内コンビニエンスストア事業との協業を推進いたしました。引き続き、2月に創業90周年を迎えた株式会社成城石井のブランド力や企業価値の向上に努めるとともに、同社が持つ商品開発力、製造小売業としてのノウハウ、販売手法などの強みを国内コンビニエンスストア事業の強化に繋げてまいります。

これらの結果、成城石井事業の営業総収入は858億24百万円（前期比24.4%増）、セグメント利益は69億11百万円（同37.2%増）となりました。なお、株式会社成城石井は当期において決算期を変更しております。決算期の変更に伴い、セグメント利益は14か月分の集計を行っております。

(エンタテインメント関連事業)

エンタテインメント関連事業の中核をなす株式会社ローソンHMVエンタテインメントは、引き続き業界トップクラスのチケット取扱高を維持するとともに、音楽CD、DVD等を販売する「HMV」は、アナログレコードとCDの中古専門店「HMV record shop」の2店舗目を新宿にオープンし、好評を得ております。当期末現在のHMVの店舗数は55店舗となりました。今後ともエンタテインメント事業の領域を拡大するなど、これまで以上にお客さまのニーズに応える商品、サービスの充実を図ってまいります。また、ユナイテッド・シネマ株式会社は、4月に、映画を鑑賞しながら、食事を楽しむ新しいスタイルの映画館「プレミアム・ダイニング・シネマ」を日本で初めて福岡市にオープンいたしました。当期末現在では、全国38サイト、340スクリーンの映画館（運営受託を含む）を展開しております。

これらの結果、エンタテインメント関連事業の営業総収入は729億36百万円（前期比2.8%減）、セグメント利益は39億88百万円（同2.1%減）となりました。

(その他の事業)

当社グループには、上記以外に、海外事業、金融サービス関連事業などがあります。

海外事業につきましては、中華人民共和国、タイ、インドネシア、フィリピン、米国ハワイ州におきまして、各地域の運営会社が「ローソン」店舗を展開しております。

中華人民共和国におきましては、日系のコンビニエンスストアとして初めて上海に進出してから7月で20周年を迎えており、5月には、湖北省武漢市に新たに進出いたしました。また、2月には、中華人民共和国内の店舗数が合計で1,000店舗を突破いたしました。

〈海外地域別ローソンプランド店舗分布状況〉

出店地域	平成28年2月29日 現在の総店舗数	期中増減	平成29年2月28日 現在の総店舗数
中国 上海市とその周辺地域	458	207	665
中国 重慶市	110	26	136
中国 大連市	53	29	82
中国 北京市	34	14	48
中国 武漢市	—	72	72
タイ	47	38	85
インドネシア	38	△2	36
フィリピン	16	14	30
米国 ハワイ州	2	—	2
合計	758	398	1,156

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスは、ローソン店舗などへのATMの設置台数が増加いたしました。新たな金融機関との提携も推し進め、当期末現在でサービスを提供している金融機関数はネット銀行も含め全国で87金融機関（前期末比7金融機関増）、全国のATM設置台数は11,912台（前期末比711台増）となりました。また、11月には、これまで展開してきた金融サービスを基盤とし、関係当局の許認可等を前提に銀行の設立準備を進めるため、ローソンバンク設立準備株式会社を設立いたしました。

これらの結果、その他の事業の営業総収入は551億47百万円（前期比17.5%増）、セグメント利益は29億99百万円（同12.5%減）となりました。

（社会・環境への取り組み）

環境負荷を低減するための取り組みとして、ローソン店舗のみならず、サプライチェーン全体において、省エネルギー・省資源・廃棄物削減を進めてまいりました。特に、店舗の電気使用量の削減のため、「ノンフロン（CO2冷媒）冷凍・冷蔵システム」の導入を推し進め、当期末までに約2,000店舗に導入いたしました。これにより、従来の機器を使用していた場合に比べ、1店舗当たりの電気使用量を約12%削減することができます。このシステムを軸にした省エネパッケージモデルの実用化により、「平成32年度の1店舗における電気使用量を平成22年度に比べ20%の削減」を目指してまいります。さらに2月には、「スマートエネルギーストア」を目指す最新の環境配慮モデル店舗を、東京都小平市にオープンいたしました。この店舗は、経済産業省の「バーチャルパワープラント（VPP）構築実証事業」の採択をコンビニエンスストアで初めて受け、IoT化による機器の遠隔制御・節電を通じて、電力リソースの創出を図る実証事業を行っています。

廃棄物の削減につきましては、商品の発注に「セミオート（半自動）発注システム」等を導入し、発注精度の向上に努めております。また、店舗の売れ残り食品や廃食油のリサイクルに努め、売れ残り食品は飼料や肥料に、廃食油はバイオディーゼル燃料等に再生しています。特に鳥取県では、境港市の店舗から発生する売れ残り食品を堆肥に加工し、それを「ローソnfファーム鳥取」で活用して、おでんの大根を生産しています。

社会貢献活動につきましては、「ローソングループ“マチの幸せ”募金」の活動を継続するとともに、熊本地震や台風10号災害、新潟県糸魚川市大規模火災等の災害時における募金活動も行いました。

当社グループはこれからも、社会の一員として、FC加盟店、お客さま及びお取引先さまと一緒に社会・環境の課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比べ21億1百万円減少し、676億92百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に売上債権の増減額、仕入債務の増減額の増減影響などにより、前連結会計年度と比べ123億40百万円減少し、998億64百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出の増加、無形固定資産の取得による支出の増加などにより、前連結会計年度と比べ75億70百万円減少し、△762億27百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純増減額の増加などにより、前連結会計年度と比べ245億63百万円増加し、△256億38百万円となりました。

2 【販売実績】

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、成城石井事業、エンタテインメント関連事業及び海外事業等を営んでおります。

下記販売の実績は、国内コンビニエンスストア事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

地域別	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)
北海道	1,025	1.3	711	0.8
青森県	230	0.3	215	0.3
岩手県	447	0.6	469	0.6
宮城県	737	0.9	467	0.6
秋田県	138	0.2	147	0.2
山形県	165	0.2	170	0.2
福島県	338	0.4	395	0.5
茨城県	140	0.2	290	0.3
栃木県	—	—	29	0.0
群馬県	79	0.1	233	0.3
埼玉県	3,420	4.3	3,500	4.1
千葉県	4,093	5.1	5,432	6.4
東京都	35,055	43.8	37,828	44.6
神奈川県	9,364	11.6	8,791	10.4
新潟県	222	0.3	214	0.3
富山県	421	0.5	85	0.1
石川県	200	0.3	191	0.2
福井県	62	0.1	69	0.1
山梨県	227	0.3	121	0.1
長野県	108	0.1	93	0.1
岐阜県	653	0.8	545	0.6
静岡県	289	0.4	205	0.2
愛知県	5,916	7.4	6,797	8.0
三重県	143	0.2	421	0.5
滋賀県	14	0.1	7	0.0
京都府	2,777	3.5	2,552	3.0
大阪府	7,834	9.8	8,160	9.6
兵庫県	3,312	4.1	3,774	4.5
奈良県	28	0.1	—	—
和歌山県	—	—	118	0.1
鳥取県	—	—	149	0.2
島根県	—	—	54	0.1
岡山県	179	0.2	345	0.4
広島県	0	0.0	51	0.1
徳島県	205	0.3	177	0.2
愛媛県	335	0.4	206	0.2
福岡県	1,295	1.6	1,240	1.5
熊本県	244	0.3	256	0.3
大分県	157	0.2	208	0.3
国内計	79,871	100.0	84,736	100.0

(注) 1. 地域別の店舗分布状況については「第2 事業の状況」の「1 業績等の概要」をご参照下さい。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

地域別	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)
北海道	96,228	5.1	100,723	5.1
青森県	38,538	2.0	39,535	2.0
岩手県	28,201	1.5	28,874	1.5
宮城県	36,105	1.9	36,819	1.9
秋田県	28,524	1.5	28,697	1.5
山形県	12,150	0.6	15,354	0.8
福島県	19,894	1.1	22,195	1.1
茨城県	24,645	1.3	28,917	1.5
栃木県	23,109	1.2	24,263	1.2
群馬県	15,430	0.8	16,739	0.9
埼玉県	79,874	4.2	85,191	4.4
千葉県	76,704	4.1	80,691	4.1
東京都	246,626	13.2	247,469	12.6
神奈川県	133,038	7.2	136,175	7.0
新潟県	20,022	1.1	21,059	1.1
富山県	27,837	1.5	28,094	1.4
石川県	15,523	0.8	16,021	0.8
福井県	17,617	0.9	17,593	0.9
山梨県	16,816	0.9	17,827	0.9
長野県	23,337	1.2	24,441	1.3
岐阜県	22,507	1.2	23,738	1.2
静岡県	36,337	1.9	38,914	2.0
愛知県	86,942	4.6	90,730	4.6
三重県	18,990	1.0	20,132	1.0
滋賀県	24,390	1.3	24,962	1.3
京都府	50,065	2.7	51,134	2.6
大阪府	159,180	8.6	160,235	8.2
兵庫県	103,051	5.6	104,772	5.4
奈良県	19,700	1.0	19,791	1.0
和歌山県	22,322	1.2	22,230	1.1
鳥取県	20,914	1.1	22,331	1.1
島根県	21,313	1.1	22,486	1.2
岡山県	26,162	1.4	28,102	1.4
広島県	30,153	1.6	32,192	1.6
山口県	19,525	1.0	19,549	1.0
徳島県	20,206	1.1	20,834	1.1
香川県	19,576	1.0	20,215	1.0
愛媛県	31,157	1.7	31,967	1.6
高知県	1,892	0.1	—	—
福岡県	74,934	4.0	99,878	5.1
佐賀県	10,227	0.5	9,603	0.5
長崎県	16,874	0.9	15,676	0.8
熊本県	21,257	1.1	21,933	1.1
大分県	26,818	1.4	25,703	1.3
宮崎県	15,664	0.8	14,745	0.8
国内計	1,880,395	100.0	1,958,550	100.0

(注) 1. 地域別の店舗分布状況については「第2 事業の状況」の「1 業績等の概要」をご参照下さい。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況（直営店）

商品別	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	39,252	49.1	41,093	48.5	104.7
ファストフード	14,269	17.9	15,982	18.9	112.0
日配食品	17,829	22.3	18,684	22.0	104.8
非食品	8,519	10.7	8,975	10.6	105.4
合計	79,871	100.0	84,736	100.0	106.1

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

商品別	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		前期比(%)
	売上高(百万円)	構成比率(%)	売上高(百万円)	構成比率(%)	
加工食品	994,196	52.9	1,031,951	52.7	103.8
ファストフード	449,162	23.9	465,285	23.7	103.6
日配食品	259,056	13.8	275,456	14.1	106.3
非食品	177,979	9.4	185,857	9.5	104.4
合計	1,880,395	100.0	1,958,550	100.0	104.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

e 国内コンビニエンスストア事業 グループ全店売上高

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
	金額(百万円)	前期比(%)	金額(百万円)	前期比(%)
当社	1,960,266	101.4	2,027,504	103.4
グループ会社	82,769	146.8	106,925	129.2
チケット等 取扱高	317,502	118.5	320,647	101.0
合計	2,360,538	104.6	2,455,076	104.0

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. グループ会社は、株式会社ローソン山陰、株式会社ローソン高知、株式会社ローソン南九州及び株式会社ローソン沖縄の運営する店舗の売上高を合計しております。

3. チケット等取扱高は、当社グループの運営する国内のコンビニエンスストア事業全て(当社及びグループ会社を含む)の取扱高を合計しております。

3 【対処すべき課題】

(1) お客さまの生活支援度の向上

ローソンがマチのお客さまにとってなくてはならない存在になることができるよう、従来からコンビニエンスストアが提供してきた商品・サービスに加えて、日用品から惣菜まで、品揃えの更なる充実を努めてまいります。

(2) 小商圏型製造小売業への進化

商品の原材料調達、製造、物流から販売までのバリューチェーン全体に当社が深く関与し、製造小売業へ進化することにより、商品の更なるコスト削減と品質向上を実現し、商品力の強化に一層取り組んでまいります。

(3) デジタル技術の最大活用と物流改革による店舗生産性の向上

少子高齢化社会における現在、主婦や高齢者、外国人など多様な方々が、店舗運営に携わるようになってきています。デジタル技術を最大活用し、物流システムにも踏み込んで見直しを行うなど、複雑な作業を根本から見直して「誰にでも容易かつ、やりがいをもって取り組める」店舗オペレーションを実現する生産性の向上に取り組んでまいります。

(4) 将来の成長分野へのチャレンジ

グループの中心である国内コンビニエンスストア事業のほか、成城石井、エンタテインメント関連、海外、金融サービス関連などの各事業において、将来の成長分野のビジネスモデルの確立などを中心としたチャレンジを続けるとともに、グループ各社の特徴を最大限に生かし、相乗効果の創出に努めてまいります。

(5) 内部統制の充実と事業リスクへの対応

継続的に事業を展開していくためには、グループ全体の内部統制の充実と事業リスクへの対応が必要不可欠と考えております。また、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みは、当社グループを取り巻くあらゆるステークホルダーの希求であり、企業価値向上の正道であると考えております。引き続き、内部統制の充実と事業リスクへの対応に注力してまいります。

なお、2月から三菱商事株式会社の連結子会社となり、親子上場となったものの、取締役には一般株主と利益相反が生じない独立役員を複数名指定することとしております。また、非業務執行取締役及び監査役のみで構成する「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しており、取締役の報酬や代表取締役及び取締役候補者について諮問し、取締役会に提言することで、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制にしております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のある主なリスクは、以下のとおりであると認識しております。当社グループでは、これらのリスクが発生する可能性を十分認識し、リスク管理を行うとともに、最善の対処をいたす所存です。なお、これらは当連結会計年度末現在において判断したものであり、当社グループの事業に関するリスクをすべて網羅しているとは限りません。

(1) 事業環境の変化に関するリスク

当社グループは、国内コンビニエンスストア事業を主たる事業としております。事業展開している国内、海外の経済環境、景気動向、社会構造の変動や異常気象がもたらす消費動向の変化及びコンビニエンスストア同業他社・異業種小売業などとの競争状況の変化などが生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食品の安全性・衛生管理及び表示に関するリスク

当社グループは、主たる事業である国内コンビニエンスストア事業及び成城石井事業並びにエンタテインメント関連事業にて、お客さま向けに食品の販売を行っております。当社グループでは、取引先と協力して製造プロセスから配送・販売に至るまで、品質管理を厳守し、消費期限、賞味期限、産地、原料等の表示を適切に行うとともに、配送・販売時においても厳格な衛生管理と期限管理を行っております。しかし万一、食中毒、異物混入などの重大事由又は食品表示の誤りが発生した場合、お客さまの信頼を損ない、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、万一当該事由が発生した場合、できる限り速やかにマスコミ等に公表することにより、お客さまへの影響を最小限に抑えるとともにお客さまからの信頼を確保するために全力を尽くす所存です。

(3) 個人情報の取扱いに関するリスク

当社グループでは、事業の過程において、お客さま、株主、取引先、FC加盟店オーナー等の個人情報を取り扱っております。当社グループは個人情報の漏洩及び個人情報への不正なアクセスを重大なリスクと認識し、情報セキュリティに最善の対策を講じるとともに、「ローソングループ個人情報保護方針」を制定し、当社グループ内に

も周知徹底しております。しかし万一、個人情報の漏洩・流出が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、万一当該事由が発生した場合、できる限り速やかにマスコミ等に公表することにより、お客さま等関係者への影響を最小限に抑えるとともに関係者からの信頼を確保するために全力を尽くす所存です。

(4) 法的規制に関するリスク

当社グループは、日本全国47都道府県及び中国（上海市とその周辺地域・重慶市・大連市・北京市・武漢市）、タイ、インドネシア、フィリピン、米国（ハワイ州）に店舗を展開し、店舗の大半が24時間営業を行っております。そのため、出店地域における、店舗開発、店舗営業、衛生管理、商品取引、環境保護等に関する様々な法規制を遵守し、事業を推進する上で必要な許認可を取得し、事業を行っております。

従って、将来において、予期せぬ法規制の変更、行政の指導方針の変更等が生じた場合、新たなコストが発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) フランチャイズ（FC）事業に関するリスク

当社グループは、主たる事業である国内コンビニエンスストア事業にて、フランチャイズシステムを採用し、FC加盟店オーナーとの間で締結するフランチャイズ契約に基づいて、当社グループが保有する店舗ブランド名にてチェーン展開を行っております。従って、契約の相手先であるFC加盟店における不祥事等によりチェーン全体のブランドイメージが影響を受けた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、フランチャイズシステムは、契約当事者の双方向の信頼関係により業績が向上するシステムであり、FC加盟店オーナーと当社グループのいずれかの要因により信頼関係が損なわれ、万一多くの加盟店とのフランチャイズ契約が解消される事態に至った場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害等に関するリスク

当社グループは日本全国47都道府県に店舗等を展開するナショナルチェーンであるとともに、中国（上海市とその周辺地域・重慶市・大連市・北京市・武漢市）、タイ、インドネシア、フィリピン、米国（ハワイ州）に店舗を展開しております。そのため、地震・津波・台風・大雪等の自然災害の到来により当社グループの店舗、ベンダー工場、物流センターその他の施設に物理的な損害又は商品配送の混乱が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、自然災害発生時はもとより、新型インフルエンザ等の大流行時においても、当社グループの主たる事業である国内コンビニエンスストア事業は社会的機能維持のために、事業継続計画に基づき店舗の営業を継続いたします。

しかし万一、一時的な店舗閉鎖等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) IT（情報技術）システムのトラブルに関するリスク

地震等の自然災害やコンピューターウイルスによる感染等により、ITシステムに不具合が生じた場合、情報ネットワークシステムに支障が生じ、商品配送の混乱、店舗サービス業務停止が予測されます。結果として当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 原材料価格の高騰に関するリスク

原油価格の高騰や異常気象等、予測困難な問題により原材料価格が上昇した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 主要な加盟契約の要旨

a 当事者（当社と加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

フランチャイズ契約

(b) 契約の本旨

当社の許諾によるローソン・ストア経営のためのフランチャイズ契約関係を形成すること。

b 加盟に際し、徴収する加盟金、その他の金銭に関する事項

徴収する金銭の額		その性質
総額	3,000,000円	・左記イとロの合計
内訳		
イ 加盟金	1,500,000円	・左記①から③までの合計
① 契約金	500,000円	・加盟者の事業化計画支援の対価。
② 研修費	500,000円	・スクールトレーニング及びストアトレーニングに参加してローソンのシステムを習得する際に係る費用。
③ 開店準備手数料	500,000円	・スムーズな開店のための一連の作業に係る費用及び手数料。
ロ 出資金	1,500,000円	・新規オープン時の商品代金の一部の決済に充当。

c フランチャイズ権の付与に関する事項

(a) 当該加盟店におけるローソン・ストア経営について“ローソン”の商品商標・サービスマーク・意匠・その他の標章の使用権。

(b) 当社の指導援助のもと、ローソン・チェーンシステムの経営ノウハウ及びローソン・ストア経営に必要な各種マニュアル・資料・書式等が提供され、これらを使用する権利。

(c) 当社が貸与する店舗設備・什器備品の使用権。

d 加盟店に対する商品の販売条件に関する事項

(a) 加盟者の開店時に在庫する商品は、開店日までに当社が準備しますが、商品代金は加盟者が負担します。商品代金の支払は、第b項のロの出資金により一部が充当決済され、残額は、開業後、日々加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

(b) 開店後は加盟者が当社の推薦する仕入先及びその他の仕入先から商品を買取ります。商品代金の支払は、加盟者が当社に送金する売上代金から随時充当決済されます。

e 経営の指導に関する事項

(a) 加盟に際しての研修

加盟者を含む専従者は当社の定める研修のすべての課程を修了する必要があります。

(b) 研修の内容

イ スクールトレーニング（6日間）

当社の実施するローソン・チェーンシステムの理解、販売心得、接客方法、商品管理、法令遵守、従業員管理、経営計画書の策定

ロ スタートレーニング（14日間）

トレーニング店及びオープン予定店においてオープンに向け必要となる技術、技能の修得

(c) 加盟者に対する継続的な経営指導方法

- イ 仕入先の推奨と仕入数量の提案および商品構成や陳列、管理、保管の状況に関する指導
- ロ 販売促進活動に関する指導
- ハ 接客態度、服装や身だしなみに関する指導
- ニ 衛生管理、美観、清潔感の保持に関する指導
- ホ 毎月の会計帳票の作成および会計業務に関する指導と助言
- ヘ その他店舗運営全般に関する指導、助言、援助

f 契約の期間、契約満了後の新規契約及び契約解除に関する事項

(a) 契約期間

- イ 契約の開始日……契約締結日
- ロ 契約の終了日……新規オープン日の属する月の初日から満10か年目の日

(b) 契約満了後の新規契約の条件及び手続

契約満了により終了し、更新はありません。但し、契約終了の6か月前までに本部と加盟者が合意した場合には最新のフランチャイズ契約により再契約を締結します。

(c) 契約解除・解約の条件

当社又は加盟者がフランチャイズ契約上の定めにより重大な違反をした場合や、信用不安となった場合など、フランチャイズ契約を継続しがたい事由が生じた場合は、その相手方はフランチャイズ契約を解除することができます。

解約すべきやむを得ない事由がない場合でも、当社又は加盟者は6か月前までに通知して解約金を支払いフランチャイズ契約を解約することができます。

g 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

原則として総売上利益高に下記の割合を乗じた金額を、当社が実施するサービスの対価として徴収します。

- (a) 加盟店が店舗を用意するフランチャイズ店…月額総売上利益高の34%相当額
- (b) 当社が店舗を用意するフランチャイズ店

月間総売上利益高	割合
1円～300万円部分	45%
300万1円～450万円部分	70%
450万1円～	60%

h 経費負担に関する事項

店舗営業に伴う経費は原則加盟者負担となります。

ただし、上記g(b)「当社が店舗を用意するフランチャイズ店」における、契約店舗の電気代及び店内空調にかかる燃料費については、その半額（上限金額は月額25万円まで）を当社が負担します。また、契約店舗で生じる商品の見切・処分については、その一部を当社が負担する支援を行います。

(2) 業務提携契約書

(三菱商事株式会社との契約)

当社は、平成28年9月16日開催の取締役会において、当社が三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）との間で平成12年2月に締結した業務提携契約（その後の改定を含みます。以下「原業務提携契約」といいます。）を変更することについて決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました（平成29年2月15日発効）。

a 原業務提携契約の変更の理由

当社及び三菱商事は、三菱商事が当社を連結子会社とすることによって、国内コンビニエンスストア事業、海外コンビニエンスストア事業及びそれ以外の周辺事業において、三菱商事の有するネットワーク・人的リソースを当社が今まで以上に活用することで、従来以上に連携を深め当社の事業基盤の更なる強化に取り組むことが必要であるとの結論に至りました。

b 原業務提携契約の変更内容

(a) 業務提携の分野は以下のとおりとする。

イ 国内コンビニエンスストア事業

ロ 海外コンビニエンスストア事業

ハ 周辺事業

ニ その他両者が別途合意する事業

(b) 三菱商事は、当社の経営の独立性、主体性を尊重し、かつ、フランチャイズビジネスの本質である加盟店の利益も尊重して、業務提携を行う。

(c) 業務提携を効果的かつ実質的に推進することを目的に、三菱商事はその人員を両者協議の上必要に応じて派遣するものとし、当社はこれを受け入れる。

(d) 本契約は、平成28年9月16日付で実施を公表した三菱商事による当社の普通株式に対する公開買付けの決済開始日をもって発効するものとし、当社及び三菱商事にて別途書面による合意がなされるまで有効に存続する。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の業績につきましては、営業総収入6,312億88百万円（前期比8.2%増）、営業利益737億72百万円（同1.7%増）、経常利益730億14百万円（同4.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益364億円（同16.0%増）となりました。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

当連結会計年度末の資産、負債及び純資産の状況

流動資産は、前連結会計年度末と比べ250億69百万円増加し、2,492億78百万円となりました。これは主に、加盟店貸勘定が94億34百万円増加、未収入金が106億27百万円増加したことなどによるものです。固定資産は、前連結会計年度末と比べ382億96百万円増加し、6,172億99百万円となりました。これは主に、有形固定資産が217億49百万円増加、ソフトウェアなど無形固定資産が102億4百万円増加したことなどによるものです。この結果、総資産は前連結会計年度末と比べ633億65百万円増加し、8,665億77百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べ371億75百万円増加し、3,567億83百万円となりました。これは主に、短期借入金が291億90百万円増加したことなどによるものです。固定負債は、前連結会計年度末と比べ131億90百万円増加し、2,237億98百万円となりました。これは主に、リース債務が119億23百万円増加したことなどによるものです。この結果、負債合計は前連結会計年度末と比べ503億66百万円増加し、5,805億81百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末と比べ129億98百万円増加し、2,859億95百万円となりました。これは主に、利益剰余金が105億53百万円増加したことなどによるものです。この結果、自己資本比率は31.7%（前連結会計年度末は32.9%）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

（キャッシュ・フローの状況）

キャッシュ・フローの状況については「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（資金需要及び資金調達）

新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネスの他、配当金の支払い等に資金を充当しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は755億54百万円であり、セグメントごとの主な設備投資については、次のとおりであります。

国内コンビニエンスストア事業については、総額695億19百万円の投資を実施いたしました。主な内訳は、店舗などの新設・改装に関するものが517億47百万円、情報システム関連の拡充に関するものが177億71百万円であります。

エンタテインメント関連事業については、店舗設備やソフトウェア開発などに16億75百万円の投資を行いました。

海外事業については、店舗設備を中心に25億99百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における、当社及び連結子会社の主要な設備等及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

セグメントの名称：国内コンビニエンスストア事業

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数(名)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
本社	東京都品川区	事務所	1,323	2,729	462(0)	6,742	11,148	—	22,407	1,734
エリアオフィス・支店	東京都品川区他	〃	906	300	704(12)	568	—	—	2,479	1,842
店舗	東京都品川区他	店舗	168,537	11,730	8,482(114)	88,320	—	—	277,071	641

(2) 国内子会社

セグメントの名称：国内コンビニエンスストア事業

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数(名)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
(株)ローソン山陰	本社及び店舗(鳥取県米子市他)	事務所及び店舗他	4,861	153	—	2,925	—	—	7,940	57

セグメントの名称：成城石井事業

会社名	事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数(名)
			建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	リース資産	ソフトウェア	その他	合計	
(株)成城石井	本社及び店舗(東京都世田谷区他)	事務所及び店舗他	4,440	90	52(0)	1,519	21	162	6,287	951

セグメントの名称：エンタテインメント関連事業

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ローソンHMV エンタテインメント	本社及び店舗 (東京都 品川区他)	事務所 及び 店舗他	549	383	—	120	4,593	—	5,646	840
ユナイテッド・ シネマ(株)	本社及び店舗 (東京都 品川区他)	事務所 及び 店舗他	1,793	465	—	1,416	121	102	3,898	199

セグメントの名称：金融サービス関連事業

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)ローソン・ エイティエム・ ネットワークス	本社事務所他 (東京都 品川区他)	システム 設備	—	0	—	8,951	1,593	—	10,545	26

- (注) 1. 有形固定資産及びソフトウェアの帳簿価額には、仮勘定は含まれておりません。
2. 土地及び建物の賃借に係わる年間賃借料は、115,926百万円であります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間における重要な設備の新設・改修等の計画は次のとおりであります。

セグメントの名称：国内コンビニエンスストア事業
提出会社

設備の内容	投資予定金額		資金調達方法
	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
店舗新設	90,500	1,298	自己資金
既存店改装	30,500	—	〃
情報システムの開発	22,000	—	〃

- (注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	409,300,000
計	409,300,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年5月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,300,000	100,300,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	100,300,000	100,300,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成17年5月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	16	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月13日から 平成37年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた 者は、当社の取締役の地位を 喪失した日の翌日から5年間 に限り新株予約権を行使でき るものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 取締役会の承認を要する ものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年10月11日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	37	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月27日から 平成38年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1,590	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成19年8月21日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	41	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月6日から 平成39年8月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1,427	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成20年12月16日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	58	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月17日から 平成40年12月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1,739	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成22年2月2日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	21	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月18日から 平成42年2月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1,327	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成23年2月10日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	23	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年2月26日から 平成43年2月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1,345	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成24年2月1日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	66	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年2月18日から 平成44年2月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 3,340	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成25年3月27日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月12日から 平成45年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 5,516	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成26年3月24日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	63	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月10日から 平成46年3月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 5,146	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成27年3月25日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	114	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月10日から 平成47年3月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 6,251	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成27年5月26日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	11	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月10日から 平成47年5月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 6,310	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

取締役会の決議日(平成28年4月13日)		
	事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年4月30日)
新株予約権の数(個)	141	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月2日から 平成48年4月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 6,254	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のうちいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年8月11日 (注)	△902	100,300	—	58,506	—	47,696

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	162	38	390	565	8	25,017	26,180	—
所有株式数 (単元)	—	165,657	18,509	537,691	203,030	17	76,884	1,001,788	121,200
所有株式数 の割合(%)	—	16.54	1.85	53.67	20.27	0.00	7.67	100.00	—

(注) 1. 自己株式285,191株は、「個人その他」に2,851単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれております。
2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
三菱商事株式会社	千代田区丸の内2-3-1	50,150	50.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	中央区晴海1-8-11	2,657	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	港区浜松町2-11-3	2,360	2.35
株式会社NTTドコモ	千代田区永田町2-11-1	2,092	2.09
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (港区港南2-15-1 品川イン ターシティA棟)	1,394	1.39
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	千代田区平河町2-7-9 JA共済 ビル (港区浜松町2-11-3)	1,001	1.00
メリルリンチ日本証券株式会社	中央区日本橋1-4-1 日本橋一 丁目ビルディング	933	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口7)	中央区晴海1-8-11	816	0.81
ローソン社員持株会	品川区大崎1-11-2 ゲートシ ティ大崎	754	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口1)	中央区晴海1-8-11	733	0.73
計	—	62,893	62.71

(注) 上記の所有株式数は、株主名簿に基づき記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 285,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,893,700	998,937	—
単元未満株式	普通株式 121,200	—	—
発行済株式の総数	100,300,000	—	—
総株主の議決権	—	998,937	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が91株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目 11番2号	285,100	—	285,100	0.28
計	—	285,100	—	285,100	0.28

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

平成13年改正旧商法に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を付与することが定時株主総会において決議されましたが、当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

会社法に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を付与することが取締役会において決議されましたが、当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年10月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成20年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成22年2月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成23年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成24年2月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成25年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成26年 3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成27年 3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成27年 5月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成28年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。

決議年月日	平成29年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	20,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成29年5月1日から 平成49年4月11日まで
新株予約権の行使の条件	同上新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1. 当社の取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行したものであります。
2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	394	3,245,920
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)1	17,100	72,531,801	—	—
保有自己株式数(注)2	285,191	—	285,191	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使が17,100株であり、処分価額の総額は72,531,801円であります。

なお、当期間における株式数及び処分価額の総額には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元株未満株式の買取り、売渡し、ストック・オプションの権利行使等による株式の増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、重要な経営指標として、ROE(連結自己資本当期純利益率)を掲げ、事業活動に取り組んでおります。また、当社グループの持続的な成長の過程において、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも、継続的かつ安定的に配当金を支払うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株につき125円の間配当を実施し、期末配当につきましては1株につき125円とし、年間250円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、新規出店、既存店舗の改装及び新規ビジネス等の必要な事業投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

また、自己株式の取得及び消却につきましても利益配当と併せて株主利益の向上のため、状況に応じて機動的に対応する所存です。

当社は定款に「取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月12日 取締役会決議	12,501	125.00
平成29年5月30日 定時株主総会決議	12,501	125.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
最高(円)	7,210	8,360	8,480	10,280	9,770
最低(円)	4,715	6,590	6,390	7,630	7,080

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月
最高(円)	8,090	8,100	8,040	8,390	8,370	8,480
最低(円)	7,160	7,650	7,480	7,800	7,890	7,720

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名 女性 4 名 (役員 の うち 女性 の 比 率 33. 3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	竹増 貞信	昭和44年 8月12日生	平成5年4月 三菱商事株式会社入社 平成22年6月 同社総務部兼経営企画部社長業務秘書 平成26年5月 当社代表取締役副社長兼法人営業本部長兼ローソンマート担当 平成28年3月 当社代表取締役副社長兼コーポレート統括兼成城石井・NL・LS100事業管掌兼海外事業管掌兼エンタテイメント・サービス事業管掌兼開発本部長 平成28年6月 当社代表取締役社長COO 平成29年3月 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 平成29年5月 当社代表取締役社長兼CHO兼マーケティング本部長 (現任)	(注) 3	700
取締役		今田 勝之	昭和38年 1月22日生	昭和60年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年3月 当社経営企画室主席 平成16年3月 当社執行役員コーポレートステーションディレクター 平成19年3月 当社上級執行役員経営戦略ステーションディレクター 平成20年5月 三菱商事株式会社生活産業グループリテイル事業ユニットマネージャー 平成24年10月 当社上級執行役員経営戦略ステーションディレクター 平成25年9月 当社常務執行役員CCO代行兼CFO兼経営戦略ステーションディレクター 平成28年9月 当社常務執行役員経営戦略本部長兼次世代CVS推進本部長 平成29年3月 当社専務執行役員経営戦略本部長 平成29年5月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 (現任)	(注) 3	1,600
取締役		中庭 聡	昭和44年 5月20日生	平成5年4月 三菱商事株式会社入社 平成6年3月 同社投資総括・審査部 平成11年5月 同社生活産業管理部 平成17年4月 明治屋商事株式会社 (現:三菱食品株式会社) 出向執行役員管理副本部長 平成20年12月 米国三菱商事事本店部長 平成25年9月 三菱商事株式会社化学品グループ管理部チームリーダー 平成27年10月 同社化学品グループ管理部部長代行 平成29年2月 当社財務経理本部長 平成29年3月 当社上級執行役員CFO 平成29年5月 当社取締役上級執行役員CFO (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		大菌 恵美	昭和40年 8月8日生	昭和63年4月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 平成10年4月 早稲田大学アジア太平洋研究センター客員講師（専任扱い） 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年10月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授 平成22年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） 平成23年6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役（現任） 平成24年5月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	300
取締役		京谷 裕	昭和37年 1月7日生	昭和59年4月 三菱商事株式会社入社 平成20年4月 同社農水産本部・穀物ユニットマネージャー 平成25年4月 同社農水産本部長 平成25年5月 当社取締役（現任） 平成26年4月 三菱商事株式会社執行役員生活原料本部長 平成27年11月 Olam International Limited取締役（現任） 平成28年4月 三菱商事株式会社常務執行役員生活産業グループCEO（現任） 平成28年6月 三菱食品株式会社取締役（現任）	(注) 3	-
取締役		秋山 咲恵	昭和37年 12月1日生	昭和62年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 平成6年4月 株式会社サキコーポレーション設立代表取締役社長（現任） 平成26年5月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	300
取締役		林 恵子	昭和34年 3月16日生	昭和58年6月 SHIMIZU CONSTRUCTION CO., LTD, Los Angeles, USA入社 平成4年11月 マスターフーズジャパン株式会社ペットフード・販売チャネルトレード戦略室長 平成5年8月 同社マーケティング・ディレクター経営決定委員会メンバー 平成7年8月 マテル・ジャパン株式会社マーケティング・ディレクター・経営会メンバー 平成10年2月 VICTORIA'S SECRET Catalog, LIMITEDグループ日本代表 平成10年10月 デイズニーストアジャパン株式会社商品部統括本部長 平成11年12月 日本ランズエンド株式会社代表取締役社長 平成18年6月 株式会社I・M・A（現：株式会社DoCLASSE the Store）設立代表取締役（現任） 株式会社DoCLASSE設立代表取締役（現任） 平成19年9月 IMA Holdings株式会社設立代表取締役（現任） 平成23年2月 株式会社fitfit設立代表取締役（現任） 平成23年3月 株式会社IMAピープル設立代表取締役（現任） 平成23年12月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-
取締役		西尾 一範	昭和36年 7月13日生	昭和59年4月 三菱商事株式会社入社 平成22年7月 株式会社シージージャパン出向 平成23年5月 同社常務取締役 平成25年10月 三菱商事株式会社生活産業グループCEOオフィス室長代行 平成26年4月 同社リテイル本部長 平成28年4月 同社執行役員リテイル本部長（現任） 平成28年5月 当社取締役（現任）	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		高橋 敏夫	昭和33年 6月29日生	昭和56年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年4月 同行資金為替部（ロンドン）調査役 平成11年1月 同行リスク統括部（ロンドン）主任調査役兼投資銀行企画部主任調査役兼ロンドン支店次長 平成14年10月 株式会社UFJホールディングス（現：株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ）内部監査部次長 平成16年10月 株式会社UFJ銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）監査企画室次長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部（企画グループ）上席調査役 平成20年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行退職 平成20年6月 SAPジャパン株式会社入社 平成23年6月 同社常勤監査役 平成28年5月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	—
監査役 (常勤)		郷内 正勝	昭和36年 5月24日生	昭和55年4月 当社入社 平成10年3月 当社運営本部関東第3ディビジョン主席 平成17年6月 当社マーケティング本部長兼広告販促部長 平成19年9月 当社理事執行役員関東ローソン支社長 平成24年3月 当社執行役員CCO補佐 平成24年5月 当社執行役員CCO/CSR担当兼コンプライアンス・リスク統括ステーションディレクター 平成26年4月 当社上級執行役員CR（コンプライアンス・リスク）管掌 平成26年5月 当社取締役上級執行役員CR管掌 平成26年9月 当社取締役常務執行役員CR管掌兼ヒューマンリソース管掌 平成28年9月 当社取締役常務執行役員CR管掌兼人事管掌兼BPR管掌兼事業サポート本部長 平成29年3月 当社取締役常務執行役員 平成29年5月 当社監査役（現任）	(注) 4	1,400
監査役		小澤 徹夫	昭和22年 6月28日生	昭和48年4月 弁護士登録東京富士法律事務所入所 平成15年5月 当社社外監査役（現任） 平成19年6月 セメダイン株式会社社外監査役（現任） 平成26年6月 積水化学工業株式会社社外監査役（現任） 平成27年9月 ユナイテッド・アーバン投資法人監督役員（現任） 平成28年1月 東京富士法律事務所弁護士代表パートナー（現任）	(注) 6	500
監査役		辻山 栄子	昭和22年 12月11日生	昭和49年4月 公認会計士登録 昭和55年8月 茨城大学人文学部助教授 昭和60年4月 武蔵大学経済学部助教授 平成3年4月 同大学経済学部教授 平成15年4月 早稲田大学商学大学院教授（現任） 平成22年6月 オリックス株式会社社外取締役（現任） 平成23年5月 当社社外監査役（現任） 平成23年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現：株式会社NTTドコモ）社外監査役（現任） 平成24年6月 株式会社資生堂社外監査役（現任）	(注) 6	600
計						5,400

- (注) 1. 取締役 大藪恵美、秋山咲恵、林恵子の3名は、社外取締役であります。
2. 監査役 高橋敏夫、小澤徹夫、辻山栄子の3名は、社外監査役であります。
3. 平成29年5月30日開催の定時株主総会から1年間。
4. 平成29年5月30日開催の定時株主総会から4年間。
5. 平成28年5月24日開催の定時株主総会から4年間。
6. 平成27年5月26日開催の定時株主総会から4年間。

7. 当社は、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員	大山 昌弘	執行役員	鴨井 慶太
常務執行役員	今川 秀一	執行役員	張 晟
常務執行役員	宮崎 純	執行役員	河村 肇
上級執行役員	和田 祐一	執行役員	前田 淳
上級執行役員	三宅 示修	執行役員	井関 廉浩
上級執行役員	西口 則一	執行役員	白石 卓也
上級執行役員	渡辺 章仁	執行役員	本田 尚孝
執行役員	廣金 保彦	執行役員	涌井 和広
執行役員	佐藤 達	執行役員	澤田 正幸

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」という企業理念のもと、ステークホルダーを重視し、

- ・ お客さまにとって「いつでも立ち寄りたくなる大好きなところ」
- ・ フランチャイズ加盟店オーナーにとって「自己実現し生きがいを感じる場所」
- ・ クルー（パート・アルバイト）にとって「自分自身が成長できる場所」
- ・ お取引先にとって「夢のある提案をいっしょに形にする場所」
- ・ 従業員にとって「仕事への誇りと社会的意義を実感できる場所」
- ・ 株主にとって「間接的な社会貢献と将来への夢を託せる場所」
- ・ 社会にとって「すべてのマチから喜ばれる安心安全な場所」

であることを目指し、その実現こそが企業価値の増大につながると考えております。

そのためには、法令遵守や社会規範等の遵守のみならず、企業理念と「ローソン倫理綱領」に基づいた「思いやり」のある行動の実践及び「情報開示の基本原則」に基づいた積極的なディスクロージャーを通じて、経営の健全性・透明性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることが重要であると考えております。

上記の基本的な考えに基づき、経営の監督の実効性を高めるため、「独立性に関する判断基準」を定め、社外取締役・社外監査役の機能と独立性の確保を明確化するとともに、一般株主と利益相反が生じない独立役員を複数名指定することとしております。また、非業務執行取締役及び監査役のみで構成する「指名・報酬諮問委員会」を任意で設置しており、取締役の報酬や取締役候補者及び代表取締役候補者について諮問し、取締役会に提言することで、経営の透明性を確保し、より公正な判断ができるような体制にしております。

当社は平成29年2月15日付で三菱商事株式会社の連結子会社となりましたが、少数株主保護の観点から、今後とも、独立した上場会社としての適切なガバナンスの構築に努めてまいります。

② 企業統治の体制

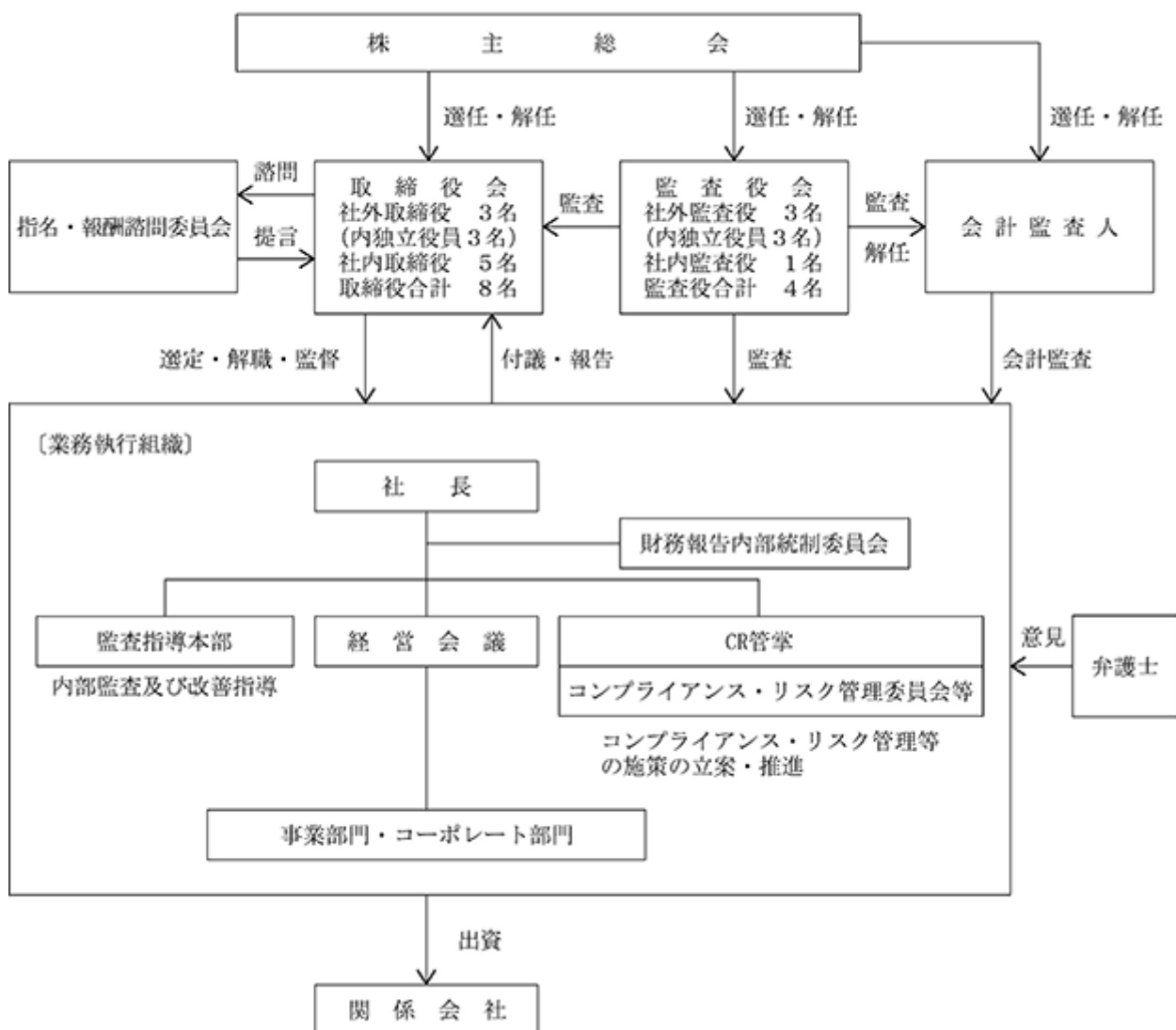
・企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役3名（内独立役員3名）を含む4名の監査役が、取締役の意思決定と職務執行を監査しております。

当社の取締役は、社内取締役5名、社外取締役3名（内独立役員3名）の計8名となっております。迅速な経営判断を行うことができるよう少数で構成されるとともに、社外取締役として独立役員も複数名選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりです。

当社のコーポレート・ガバナンス体制（平成29年5月31日現在）



・企業統治の体制を採用する理由

現時点における職務執行の適正を確保するために有効に機能しているため、上記のガバナンス体制を採用しております。なお、今後の状況等に応じては、随時体制の改善を検討してまいります。

・内部統制システム整備の状況

当社は、「2016年度内部統制システムの整備の基本方針」の整備及び運用の状況を踏まえ、平成29年2月20日開催の取締役会で、次のとおり「2017年度内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、実行しております。

i. 業務運営の基本方針について

当社は、コンビニエンスストア事業を中核としてエンタテインメント・ホームコンビニエンス関連事業、金融サービス関連事業、電子商取引事業及びコンサルティング事業を組み合わせた広範な事業領域において、全都道府県に存在する多数の店舗で多種多様な商品・サービスを提供しているため、遵守すべき法令等が多く、対応すべき損失の危険（以下「リスク」といいます。）も多種多様であるという特性を有しています。また、当社のコンビニエンスストア事業は、フランチャイズシステムを採用しているため、多数の加盟店を適切に指導・援助することが必要です。このような事業特性のもとで、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを構築及び運用（以下総称して「整備」といいます。）することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「2017年度内部統制システムの整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげます。

当社は、本方針に基づく内部統制システムの整備状況及び経営環境の変化等に応じて、本方針の不断の見直しを行い、実効的かつ合理的な内部統制システムの整備に努めます。

本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）及び従業員（嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。以下同じ。）に適用されます。

ii. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- 1) 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」といいます。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- 2) 社外取締役を継続して置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図ります。
- 3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- 4) 業務執行部門から独立した内部監査部門は、内部統制システムの整備状況を監査し、必要に応じて、その改善を促します。
- 5) コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンスを統括する部署の設置、コンプライアンス担当者の各部署への配置、コンプライアンスに関連する規程の整備並びに倫理研修及びコンプライアンスに関する意識調査の定期的実施等により、「ローソングループ企業行動憲章」及び「ローソン倫理綱領」を周知徹底し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- 6) 法務部門を強化し、当社の事業に適用される法令等を識別して、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。特に独占禁止法、下請法、景品表示法及び労働法等の遵守に向けて、適用法令等の社内周知に努めます。
- 7) 法令等又は社内ルールの違反を報告するための通常の報告ルートを整備するとともに、通報者の保護を徹底した相談・通報窓口（社内相談窓口、グループ横断的な社外相談窓口及び加盟店従業員・取引先が利用できる相談窓口）を設置して周知することにより、ローソングループ及びローソンチェーン全体における法令等違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めます。
- 8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

iii. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- 1) 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンス・リスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- 2) 情報システムを安全に管理及びモニタリングし、適切なコンティンジェンシー対応により維持します。
- 3) 文書（電磁的記録を含みます。）の保存・管理について定めた規程等を整備し、文書管理の責任及び権限並びに文書の保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況を定期的にモニタリングします。
- 4) 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存・管理します。
- 5) 情報セキュリティをリスクマネジメント及びシステム・テクノロジー・セキュリティの両面から統合的・一体的に推進するために、情報セキュリティ統括責任者及び情報セキュリティを統括する部署の設置並びに同部署への適切な人材配置等により、ローソングループの情報セキュリティ体制を整備・確立します。
- 6) 会社の重要な情報の開示に関連する規程を整備し、法令等及び取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備します。

iv. リスクの管理に関する規程その他の体制について

- 1) リスク管理を統括する部署を設置し、リスク管理に関連する規程を整備し、平時におけるグループ横断的な事前予防体制を整備します。また、各部署において事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを識別し、当該リスクが生じる可能性及びリスクがもたらす影響の大きさを分析し、重点的に対策を講じるべきリスクかどうかを評価してリスクの特性に応じた対応を実施します。

2) リスク管理の実効性を確保するために、専門の委員会（コンプライアンス・リスク管理委員会）を設置し、委員会及び委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するとともに、リスク管理担当者の各部署・関係会社への配置及びリスク管理教育訓練の実施により、リスク管理意識の維持・向上を図ります。

3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。

4) 大規模災害や新型インフルエンザの流行等の会社に著しい損害を及ぼす事態の発生を想定し、事業中断を最小限にとどめコンビニエンスストアが持つ生活インフラ機能を維持するために、事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めます。また、大震災に備え、防災訓練を年間3回実施し、「災害対策マニュアル」及び「BCP」の実効性の確保に努めます。

v. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

1) 役員及び従業員による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を確保します。

2) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。

3) 役員と従業員との間の適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、役員から従業員へ経営方針や本方針が伝達され、従業員から役員へ重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備します。

vi. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

a. 子会社及び関連会社（以下総称して「関係会社」といいます。）との緊密な連携のもとにローソンプランドの維持・向上に努めます。但し、関連会社については、主導的立場にある他株主等との関係や海外においては当該国の法令・慣習等の違い等を勘案し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努めます。

b. 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、必要に応じて協議や助言を行い、関係会社からの報告体制を整備します。

2) 子会社のリスクの管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

a. 関係会社の独立性を尊重しつつ、当社の関係会社への出資目的等を踏まえて、「ローソングループ企業行動憲章」の関係会社への周知徹底に努めます。

b. 主要な関係会社には、コンプライアンス・リスク管理の推進責任者（以下「関係会社コンプライアンス責任者」といいます。）を配置します。当社のコンプライアンスを統括する部署は、関係会社コンプライアンス責任者と定期的に会合を持つとともに、各社における規程の整備状況を定期的に確認し、必要に応じて助言を行うことにより、ローソングループ全体の業務の適正の確保に努めます。

c. 関係会社コンプライアンス責任者が自社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに当社に報告される体制を整備します。

d. 内部監査部門は、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえ改善を促します。

3) 当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認知した場合は直ちに親会社に報告する体制を整備します。

vii. 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制について

1) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。

2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に統括組織を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社及び重要な子会社の評価・改善結果は、定期的に取り締役に報告します。

viii. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- 1) 監査役の職務を補助する専任の従業員（以下「監査役スタッフ」といいます。）として適切な人財を監査役室に配置します。
- 2) 監査役スタッフは、関係会社の監査役を兼務することができるものとします。
- 3) 監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

ix. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項について

監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は常勤監査役が行い、人事異動は常勤監査役の事前同意を必要とします。

x. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- 1) 監査役は、職務の効果的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告します。
- 3) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。
- 4) グループ横断的な社外相談窓口への相談・通報内容が監査役へ適時に報告される体制を整備します。

xi. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制について

- 1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- 2) 取締役は、監査役が職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- 3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力します。
- 4) 取締役は、監査役が職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図られる環境を整備します。
- 5) 法務部門、リスク管理部門、内部監査部門及び財務経理部門等は、監査役の求めにより監査に必要な調査を補助します。

・責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門といたしましては、社長直轄の「監査指導本部」（19名）があり、関係会社を含めた業務監査を実施し問題点の把握、改善指導を行っております。

監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、原則として毎月1回開催されております。各監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議に出席し、経営全般及び個別案件に関して公正不偏の立場で意見陳述を行うとともに、法令等遵守体制やリスク管理体制を含む内部統制システムの状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ及び内部監査部門である監査指導本部と緊密な連携を保ち、監査計画及び監査結果を聴取するとともに、期中においても必要な意思疎通及び情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

④ 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査についての監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 川島 繁雄、藤井 淳一
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名、その他 8名

⑤ 社外取締役及び社外監査役

i) 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

ii) 社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能・役割及び選任状況についての考え方

社外取締役は、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や高い見識等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を担っていると考えております。現在、取締役8名中3名を社外取締役として選任しており、取締役会及び当社のコーポレート・ガバナンス体制における重要な機関である指名・報酬諮問委員会を有効に機能させるのに十分な体制であると考えております。

社外監査役は、財務、会計、法律等に関する専門性等に基づき、企業統治の仕組みとして当社が採用している監査役の機能・役割を担っていると考えております。現在、監査役4名中3名を社外監査役として選任しており、取締役の職務執行状況を監査するのに十分な体制であると考えております。

- ・大藪恵美氏は学識者としてグローバルな企業経営、経営戦略及び組織行動等に関する深い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・秋山咲恵氏は経営者としての豊富な経験と深い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・林恵子氏は経営者としての豊富な経験と深い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・高橋敏夫氏は都市銀行において資金為替、リスク管理、内部監査業務などに従事するとともに、外資系大手IT企業の日本法人において常勤監査役を務めるなど、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・小澤徹夫氏は弁護士資格を有し、企業法務の分野を中心に法令及びリスク管理等の実務に携わっており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- ・辻山栄子氏は学識者として金融庁企業会計審議会、国税庁国税審議会委員等を歴任し、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

iii) 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、コーポレート・ガバナンスの向上を図るため、以下のとおり独立役員に関する判断基準を定め、当該基準に抵触しない社外取締役又は社外監査役を東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。

1) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

当社グループに対し商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高の2%以上の場合

2) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高（営業総収入）の2%以上の場合

3) 当社から役員報酬以外に多額の金額その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家であって、過去2年間において、年間5百万円以上の報酬を得ているもの

4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）

5) (近親者が) 当社グループの業務執行者

6) (近親者が) 当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）

iv) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係等

- ・大藺恵美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・秋山咲恵氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・林恵子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。林恵子氏の戸籍上の氏名は浜恵子であります。
- ・高橋敏夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏が過去に勤務していた株式会社三菱東京UFJ銀行と当社との間には定常的な銀行取引はありますが、提出日現在、シンジケートローンを含め同行からの借入はありません。また、同行が当社経営や意思決定に関与することは一切ありません。
- ・小澤徹夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・辻山栄子氏が社外監査役（独立役員）を務める株式会社NTTドコモは、当社の大株主であり、通信事業に関し広範囲な業務提携契約に基づく取引がありますが、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

v) 社外役員による監督・監査と監査役監査・会計監査・内部監査との相互連携及び内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会の一員としての意見又は助言により、内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保に努めております。

社外監査役は、監査役会及び取締役会への出席及び会計監査人からの報告等を通じて、直接又は間接的に会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。そのうえで、財務・会計・法律等の高い専門性により監査役監査を実施しております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して、必要に応じて意見を述べるなど、適正な業務執行の確保に努めております。

⑥ 役員報酬の内容

i) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	226	147	78	3
監査役 (社外監査役を除く)	24	24	—	1
社外役員	108	92	15	11
合計	359	264	94	15

(注) 当期末現在の取締役の人数は8名、監査役の人数は4名であります。

ii) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		連結報酬等 の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	
玉塚 元一	取締役	提出会社	71	45	116

iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

1) 取締役の報酬について

取締役報酬については、企業価値の向上、持続的な成長、業績向上へのインセンティブとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。また、経営の透明性を高めるため、非業務執行取締役及び監査役のみ（6名中5名が独立役員）で構成する指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

指名・報酬諮問委員会メンバー：

社外取締役 大藪恵美（副委員長）	取締役 京谷裕
社外取締役 秋山咲恵	社外取締役 林恵子
社外監査役 小澤徹夫（委員長）	社外監査役 辻山栄子

当社の取締役報酬は、現金の支給による基本報酬とストックオプションの付与による株価連動報酬から構成されております。

[基本報酬]

取締役の基本報酬については、毎月定額で支給される固定報酬と各期の業績評価に連動した変動報酬から構成されております。

a) 固定報酬

内規に基づき役位に応じた金額を設定しております。

b) 変動報酬

取締役報酬を株主利益と連動させるため、業績連動報酬を採用しております。

なお、変動報酬は、EPS（1株当たり連結当期純利益）等の業績評価に応じて支給しております。

また、業務執行取締役ではない大藪恵美、京谷裕、秋山咲恵、林恵子、西尾一範の5氏については、代表取締役及び取締役会の監督及び助言という役割に特化しているため、業績に連動した変動報酬は支給しておりません。

[株価連動報酬]

株式報酬型ストックオプション

報酬の一部に株価連動報酬である株式報酬型ストックオプションを組み入れることにより、株主の皆さまと株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを経営陣が共有する仕組みとしており、中長期的な企業価値の向上に連動した報酬として位置づけております。

株式報酬型ストックオプションの1株当たりの行使価格は1円であり、役位に応じて付与個数を定めて

おります。また、退任後一定の期間においてのみ行使が可能となっており、在任中の行使はできない仕組みとしております。

2) 監査役の報酬について

監査役報酬については、各監査役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。また、株主総会決議に基づく報酬額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

当社の監査役報酬は、現金の支給による基本報酬（固定報酬）のみとなっております。

基本報酬につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮のうえ、監査役の協議により決定しております。

⑦ 株式の保有状況

i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 10銘柄
貸借対照表計上額の合計額 7,472百万円

ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
PT Sumber Alfaria Trijaya Tbk	864,705,900	4,948	取引・協業関係の維持・強化
クオール(株)	1,311,800	2,066	取引・協業関係の維持・強化
(株)ポプラ	495,300	236	取引・協業関係の維持・強化
オリコン(株)	313,000	65	取引・協業関係の維持・強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
PT Sumber Alfaria Trijaya Tbk	864,705,900	4,005	取引・協業関係の維持・強化
クオール(株)	1,311,800	2,047	取引・協業関係の維持・強化
(株)ポプラ	495,300	260	取引・協業関係の維持・強化
(株)スリーエフ	361,350	119	取引・協業関係の維持・強化
オリコン(株)	313,000	90	取引・協業関係の維持・強化

iii) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況

取締役会を14回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。監査役会を15回開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行うとともに、監査報告書を作成しております。また、社外監査役小澤徹夫氏を委員長とする指名・報酬諮問委員会を4回開催し、取締役候補者の指名や取締役報酬に関する取締役会への提言を行っております。取締役常務執行役員CR管掌郷内正勝を議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会会議を12回開催しており、社内コンプライアンス体制の構築や、営業上のリスク管理に関する意思決定を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	94	2	109	8
連結子会社	57	4	73	—
計	151	6	182	8

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は次のとおりであります。

- ・決算短信及び各種財務書類の英訳された書類の作成に係る助言・指導業務

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は次のとおりであります。

- ・決算短信及び各種財務書類の英訳された書類の作成に係る助言・指導業務他

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務内容及び監査計画等を総合的に勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容等の情報収集に努めております。また、監査法人等の行うセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4 69,797	※4 68,115
加盟店貸勘定	30,547	39,982
リース債権	5,905	12,336
商品	17,976	18,130
未収入金	67,736	78,363
繰延税金資産	4,524	3,907
その他	27,729	28,493
貸倒引当金	△8	△50
流動資産合計	224,209	249,278
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	167,098	183,747
工具、器具及び備品（純額）	16,307	18,581
土地	※3 9,794	※3 9,701
リース資産（純額）	101,546	110,472
建設仮勘定	7,870	1,742
その他（純額）	143	265
有形固定資産合計	※1 302,761	※1 324,510
無形固定資産		
ソフトウェア	26,377	37,567
のれん	46,309	46,041
商標権	11,381	10,691
その他	527	499
無形固定資産合計	84,595	94,800
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 22,325	※2 22,283
長期貸付金	40,886	44,495
差入保証金	92,495	95,594
繰延税金資産	22,016	23,138
その他	※2 14,782	※2 13,444
貸倒引当金	△860	△968
投資その他の資産合計	191,645	197,988
固定資産合計	579,002	617,299
資産合計	803,212	866,577

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	112,225	110,834
短期借入金	※4 1,990	※4 31,180
1年内返済予定の長期借入金	※4 575	※4 575
リース債務	23,898	28,012
未払金	57,214	59,734
未払法人税等	8,500	9,876
預り金	101,908	103,156
賞与引当金	3,832	3,427
その他	9,462	9,985
流動負債合計	319,607	356,783
固定負債		
長期借入金	※4 57,562	※4 56,703
リース債務	88,060	99,983
繰延税金負債	—	957
役員退職慰労引当金	413	332
退職給付に係る負債	12,186	13,083
資産除去債務	24,664	26,958
その他	27,719	25,779
固定負債合計	210,607	223,798
負債合計	530,215	580,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金	47,697	49,083
利益剰余金	154,608	165,162
自己株式	△1,280	△1,210
株主資本合計	259,532	271,541
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	801	274
土地再評価差額金	※3 △566	※3 △618
為替換算調整勘定	5,531	4,610
退職給付に係る調整累計額	△906	△927
その他の包括利益累計額合計	4,860	3,338
新株予約権	307	314
非支配株主持分	8,296	10,800
純資産合計	272,997	285,995
負債純資産合計	803,212	866,577

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月 29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)
営業総収入	583,452	631,288
売上高	227,606	254,169
売上原価	155,949	174,255
売上総利益	71,656	79,914
営業収入		
加盟店からの収入	261,681	275,312
その他の営業収入	94,165	101,806
営業収入合計	355,846	377,119
営業総利益	427,503	457,033
販売費及び一般管理費	※1 354,961	※1 383,260
営業利益	72,541	73,772
営業外収益		
受取利息	759	725
受取補償金	646	524
持分法による投資利益	292	602
デリバティブ評価益	—	409
その他	1,155	1,820
営業外収益合計	2,853	4,081
営業外費用		
支払利息	1,903	1,919
リース解約損	1,953	1,274
災害による損失	—	772
その他	1,916	873
営業外費用合計	5,772	4,839
経常利益	69,622	73,014
特別利益		
持分変動利益	892	—
特別利益合計	892	—
特別損失		
固定資産売却損	※2 228	※2 294
固定資産除却損	※3 4,342	※3 3,554
減損損失	※4 10,542	※4 9,535
その他	—	1,174
特別損失合計	15,112	14,558
税金等調整前当期純利益	55,402	58,456
法人税、住民税及び事業税	19,233	18,928
法人税等調整額	4,031	2,453
法人税等合計	23,265	21,381
当期純利益	32,136	37,074
非支配株主に帰属する当期純利益	755	674
親会社株主に帰属する当期純利益	31,381	36,400

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
当期純利益	32,136	37,074
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,195	△527
土地再評価差額金	—	△52
為替換算調整勘定	△15	△928
退職給付に係る調整額	△387	△22
その他の包括利益合計	※ 792	※ △1,530
包括利益	32,928	35,543
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	32,227	34,878
非支配株主に係る包括利益	701	664

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	58,506	47,696	147,177	△1,272		252,107
会計方針の変更による累積的影響額			1,411			1,411
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	47,696	148,588	△1,272		253,519
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						—
剰余金の配当			△24,249			△24,249
連結範囲の変動			△1,111			△1,111
親会社株主に帰属する当期純利益			31,381			31,381
自己株式の取得				△8		△8
自己株式の処分		0		0		1
土地再評価差額金の取崩						—
新株予約権の行使(自己株式の交付)						—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	0	6,020	△7		6,013
当期末残高	58,506	47,697	154,608	△1,280		259,532

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△393	△566	5,492	△518	4,014	223	7,452	263,797
会計方針の変更による累積的影響額								1,411
会計方針の変更を反映した当期首残高	△393	△566	5,492	△518	4,014	223	7,452	265,209
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								—
剰余金の配当								△24,249
連結範囲の変動								△1,111
親会社株主に帰属する当期純利益								31,381
自己株式の取得								△8
自己株式の処分								1
土地再評価差額金の取崩								—
新株予約権の行使(自己株式の交付)								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,195	—	38	△387	845	84	844	1,774
当期変動額合計	1,195	—	38	△387	845	84	844	7,788
当期末残高	801	△566	5,531	△906	4,860	307	8,296	272,997

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,506	47,697	154,608	△1,280	259,532
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	47,697	154,608	△1,280	259,532
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,387			1,387
剰余金の配当			△24,751		△24,751
連結範囲の変動			△1,130		△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益			36,400		36,400
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分					—
土地再評価差額金の取崩			52		52
新株予約権の行使(自己株式の交付)		△0	△17	72	54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	1,386	10,553	69	12,009
当期末残高	58,506	49,083	165,162	△1,210	271,541

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	801	△566	5,531	△906	4,860	307	8,296	272,997
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	801	△566	5,531	△906	4,860	307	8,296	272,997
当期変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								1,387
剰余金の配当								△24,751
連結範囲の変動								△1,130
親会社株主に帰属する当期純利益								36,400
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								—
土地再評価差額金の取崩								52
新株予約権の行使(自己株式の交付)								54
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△52	△920	△21	△1,521	7	2,503	989
当期変動額合計	△527	△52	△920	△21	△1,521	7	2,503	12,998
当期末残高	274	△618	4,610	△927	3,338	314	10,800	285,995

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	55,402	58,456
減価償却費	49,293	56,199
減損損失	10,542	9,535
受取利息	△759	△725
支払利息	1,903	1,919
固定資産除却損	4,342	3,554
売上債権の増減額 (△は増加)	6,307	△9,542
未収入金の増減額 (△は増加)	△12,619	△10,746
仕入債務の増減額 (△は減少)	9,548	△1,421
未払金の増減額 (△は減少)	12,620	2,724
預り金の増減額 (△は減少)	△1,724	1,243
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	696	747
その他	1,828	7,329
小計	137,380	119,273
利息の受取額	759	719
利息の支払額	△1,950	△1,923
法人税等の支払額	△23,985	△18,204
営業活動によるキャッシュ・フロー	112,205	99,864
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,301	△842
定期預金の払戻による収入	1,301	1,763
有形固定資産の取得による支出	△40,883	△42,063
無形固定資産の取得による支出	△15,609	△18,892
関係会社株式の取得による支出	△3,361	△1,805
長期貸付金の増減額 (純額)	△3,631	△3,917
長期前払費用の取得による支出	△1,801	△3,112
その他	△3,369	△7,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,657	△76,227
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	250	29,190
リース債務の返済による支出	△25,302	△30,054
配当金の支払額	△24,249	△24,751
その他	△899	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,201	△25,638
現金及び現金同等物に係る換算差額	△451	△435
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,105	△2,436
現金及び現金同等物の期首残高	76,754	69,793
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	144	335
現金及び現金同等物の期末残高	※1 69,793	※1 67,692

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

(国内)

株式会社ローソンHMVエンタテイメント
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス
株式会社ベストプラクティス
株式会社SCI
株式会社ローソンストア100
ローソンHMVエンタテイメント・ユナイテッド・シネマ・ホールディングス株式会社
ユナイテッド・エンターテインメント・ホールディングス株式会社
ユナイテッド・シネマ株式会社
株式会社成城石井
株式会社ローソン山陰

(在外)

重慶羅森便利店有限公司
上海羅森便利有限公司
大連羅森便利店有限公司
羅森(中国)投資有限公司
Saha Lawson Co., Ltd.
上海樂松商貿有限公司
上海恭匯貿易有限公司
浙江羅森百貨有限公司
羅森(北京)有限公司
北京羅松商貿有限公司

上記のうち、株式会社ローソン山陰は、当連結会計年度において新たに設立されたため、連結の範囲に含めております。

株式会社ローソンストア100は、平成28年3月1日付で株式会社ローソンマートより商号変更しております。

上海羅森便利有限公司は、平成29年2月27日付で上海華聯羅森有限公司より商号変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

(国内)

株式会社ローソンウィル
株式会社ハツアンリミテッド
株式会社食のマーケティング
株式会社生科研
株式会社ローソン酒販
東京ヨーロッパ貿易株式会社
SGローソン株式会社
株式会社ローソントラベル
株式会社ローソンデジタルイノベーション
ローソンバンク設立準備株式会社

(在外)

Lawson USA Hawaii, Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社とした会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

(国内)

株式会社ローソン沖縄

株式会社ローソン南九州

株式会社ローソン高知

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の株式会社ローソンウィル、株式会社ハッツアンリミテッド、株式会社食のマーケティング、株式会社生科研、株式会社ローソン酒販、東京ヨーロッパ貿易株式会社、SGローソン株式会社、株式会社ローソントラベル、株式会社ローソンデジタルイノベーション、ローソンバンク設立準備株式会社及びLawson USA Hawaii, Inc.並びに持分法を適用していない関連会社の株式会社ダブルカルチャーパートナーズ、株式会社大地を守る会、株式会社ロイヤリティマーケティング、MCリテールエナジー株式会社、ローソンスタッフ株式会社、オーガスアリーナ株式会社、ローソンシステムラボ有限責任事業組合、株式会社エル・ティーエフ、ステージアROUND東京製作委員会、PG Lawson Company, Inc.及び株式会社ローソンファーム千葉等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

重慶羅森便利店有限公司、上海羅森便利有限公司、大連羅森便利店有限公司、羅森（中国）投資有限公司、Saha Lawson Co., Ltd.、上海樂松商貿有限公司、上海恭匯貿易有限公司、浙江羅森百貨有限公司、羅森（北京）有限公司、北京羅松商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たってはこれらの決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、株式会社成城石井の決算日については、12月末日から2月末日に変更し、連結決算日と同一となっております。この変更の理由は、3月1日から翌年2月末日を1年とする当社の連結会計年度と決算日変更対象の連結子会社の事業年度を当社の決算月と同じ2月度とすることにより、当社グループの予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るためであります。この決算期変更に伴い、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は14か月となっております。当該子会社の平成29年1月1日から平成29年2月28日までの営業総収入は12,133百万円、営業利益は1,114百万円、経常利益は1,101百万円、税引前当期純利益は1,034百万円であります。

その他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）及び総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき、また商標権については、主として20年の定額法により、償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
当社の執行役員及び一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
- 発生原因に応じて20年以内で均等償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金と
して計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、
企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財
務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分
への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組
替えを行っております。

連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッ
シュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変更を伴う子会社株式
の取得関連費用若しくは連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッ
シュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事
業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過措置に従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたっ
て適用しております。また、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しについては、企
業結合会計基準第58-2項(1)なお書きに定める経過措置に従っており、当連結会計年度の期首以後実施される
企業結合から適用しております。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関す
る実務指針第26-4項に定める経過措置に従っており、比較情報の組替えは行っておりません。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金は1,387百万円増加しております。また、当連結会計年度の税金等調整前
当期純利益は2,583百万円減少しております。加えて、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期
末残高は1,387百万円増加しております。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成30年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「リース債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた5,905百万円は、「リース債権」として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「店舗什器関連収入」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「店舗什器関連収入」に表示していた318百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示していた914百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「貸倒引当金の増減額」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「貸倒引当金の増減額」に表示していた△311百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「長期前払費用の取得による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,801百万円は、「長期前払費用の取得による支出」として組み替えております。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「短期借入金の純増減額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた250百万円は、「短期借入金の純増減額」として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「長期借入金の返済による支出」は、重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「長期借入金の返済による支出」に表示していた△862百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	291,655百万円	294,350百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
投資有価証券(株式)	12,205百万円	13,502百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(1,017 〃)	(1,042 〃)
投資有価証券(社債)	272 〃	157 〃
その他(出資金)	3,394 〃	648 〃
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(47 〃)	(648 〃)

※3 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年2月28日

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	308百万円	247百万円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
現金及び預金	2,399百万円	2,601百万円

上記のほか、担保に供している連結子会社株式は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
連結子会社株式(消去前金額)	16,614百万円	16,614百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
短期借入金	1,000百万円	一百万円
1年内返済予定の長期借入金	575 〃	575 〃
長期借入金	7,562 〃	6,703 〃
計	9,137百万円	7,278百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
従業員給料及び手当	48,722百万円	53,173百万円
賞与引当金繰入額	3,362 "	2,956 "
退職給付費用	2,215 "	2,303 "
地代家賃	108,795 "	115,926 "
減価償却費	49,156 "	55,516 "

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物及び構築物	223百万円	294百万円
工具、器具及び備品	5 "	0 "
その他	0 "	0 "
計	228百万円	294百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物及び構築物	3,284百万円	2,493百万円
工具、器具及び備品	294 "	238 "
リース資産	679 "	798 "
ソフトウェア	83 "	22 "
その他	0 "	1 "
計	4,342百万円	3,554百万円

※4 減損損失

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当社グループは、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	1,904
	大阪府	"	1,621
	その他	"	6,508
その他	—	ソフトウェア	507
合計	—	—	10,542

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	5,976百万円
工具、器具及び備品	607 "
土地	57 "
リース資産	3,131 "
ソフトウェア	680 "
その他	88 "

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として4.8%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東京都	建物・工具、器具及び備品等	1,702
	大阪府	"	1,442
	その他	"	6,390
合計	—	—	9,535

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	5,833百万円
工具、器具及び備品	529 "
土地	353 "
リース資産	2,786 "
その他	32 "

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については、売却予定価額または不動産鑑定による不動産鑑定評価基準を基に算定した金額によっております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを、主として4.3%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,587	△1,059
組替調整額	238	244
税効果調整前	1,825	△815
税効果額	△630	287
その他有価証券評価差額金	1,195	△527
土地再評価差額金		
当期発生額	—	△52
土地再評価差額金	—	△52
為替換算調整勘定		
当期発生額	△15	△905
組替調整額	—	△23
為替換算調整勘定	△15	△928
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△662	△150
組替調整額	99	148
税効果調整前	△562	△2
税効果額	174	△20
退職給付に係る調整額	△387	△22
その他の包括利益合計	792	△1,530

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	100,300	—	—	100,300
自己株式 普通株式(注)	301	0	0	301

(注) 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

普通株式のうち、自己株式の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	307
合計		—	—	—	—	—	307

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月26日 定時株主総会	普通株式	11,999	120.00	平成27年2月28日	平成27年5月27日
平成27年10月7日 取締役会	普通株式	12,249	122.50	平成27年8月31日	平成27年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,249	122.50	平成28年2月29日	平成28年5月25日

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	100,300	—	—	100,300
自己株式 普通株式(注)	301	0	17	285

(注) 普通株式のうち、自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
普通株式のうち、自己株式の減少17千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	314
合計		—	—	—	—	—	314

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月24日 定時株主総会	普通株式	12,249	122.50	平成28年2月29日	平成28年5月25日
平成28年10月12日 取締役会	普通株式	12,501	125.00	平成28年8月31日	平成28年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,501	125.00	平成29年2月28日	平成29年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
現金及び預金	69,797百万円	68,115百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4 "	△423 "
現金及び現金同等物	69,793百万円	67,692百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
ファイナンス・リース取引に係る資産 及び債務の額	38,158百万円	42,636百万円

(2) 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
重要な資産除去債務の計上額	4,604百万円	2,635百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等で運用し、また、資金調達については資金計画に照らして必要な資金を金融機関からの借入及びリースにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金（主に店舗の新規出店時に家主に差し入れる建設協力金、加盟店に対する貸付金）並びに差入保証金は、借主及び家主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部門において債権を日常的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的取引先企業の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金及び収納代行で発生する預り金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であり、チケット販売取引で発生する預り金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主にM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は3年以内であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で15年後であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（「（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。）。

前連結会計年度（平成28年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	69,797	69,797	—
(2) 未収入金 貸倒引当金(※1)	67,736 △4		
	67,731	67,731	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	7,315	7,315	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	40,886 △55		
	40,830	40,817	△13
(5) 差入保証金 貸倒引当金(※1)	92,495 △373		
	92,121	89,375	△2,745
資産計	277,797	275,037	△2,759
(1) 買掛金	112,225	112,225	—
(2) 未払金	57,214	57,214	—
(3) 預り金	101,908	101,908	—
(4) 長期借入金(※2)	58,137	58,137	—
(5) リース債務(※2)	111,958	112,573	615
負債計	441,444	442,059	615

(※1) 未収入金、長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	68,115	68,115	—
(2) 未収入金 貸倒引当金(※1)	78,363 △47		
	78,316	78,316	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,523	6,523	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	44,495 △34		
	44,461	44,444	△16
(5) 差入保証金 貸倒引当金(※1)	95,594 △413		
	95,180	94,607	△572
資産計	292,597	292,007	△589
(1) 買掛金	110,834	110,834	—
(2) 未払金	59,734	59,734	—
(3) 預り金	103,156	103,156	—
(4) 長期借入金(※2)	57,278	57,278	—
(5) リース債務(※2)	127,996	123,577	△4,418
負債計	459,000	454,582	△4,418

(※1) 未収入金、長期貸付金及び差入保証金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金及びリース債務には1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 差入保証金

回収に係る将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定分を含む)

これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務(1年内返済予定分を含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	平成28年2月29日	平成29年2月28日
非上場株式	1,412	945
関係会社株式	12,205	13,502
その他	1,391	1,312

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	69,797	—	—	—
未収入金	67,736	—	—	—
長期貸付金	351	14,426	12,828	13,279
差入保証金	5,335	20,986	22,158	44,014
合計	143,220	35,413	34,987	57,293

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	68,115	—	—	—
未収入金	78,363	—	—	—
長期貸付金	449	14,901	14,407	14,736
差入保証金	5,481	20,708	24,808	44,595
合計	152,410	35,609	39,216	59,332

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	575	575	575	56,412	—	—
リース債務	23,898	22,106	19,723	16,651	12,613	16,965
合計	24,473	22,681	20,298	73,063	12,613	16,965

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	575	575	56,128	—	—	—
リース債務	28,012	25,716	22,845	18,960	13,829	18,631
合計	28,587	26,291	78,973	18,960	13,829	18,631

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,066	962	1,103
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,066	962	1,103
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,249	5,303	△54
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	5,249	5,303	△54
合計		7,315	6,266	1,049

当連結会計年度(平成29年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,138	1,039	1,098
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,138	1,039	1,098
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,385	5,367	△982
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,385	5,367	△982
合計		6,523	6,407	115

3. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年2月28日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	560	89	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	560	89	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
退職給付債務の期首残高	18,347	17,552
会計方針の変更による累積的影響額	△2,130	—
会計方針の変更を反映した期首残高	16,217	17,552
勤務費用	1,503	1,594
利息費用	93	53
数理計算上の差異の発生額	662	148
退職給付の支払額	△930	△931
過去勤務費用の発生額	4	—
その他	2	△0
退職給付債務の期末残高	17,552	18,417

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
年金資産の期首残高	5,589	5,589
数理計算上の差異の発生額	0	△2
年金資産の期末残高	5,589	5,587

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
積立型制度の退職給付債務	16,240	16,920
年金資産	△5,589	△5,587
	10,651	11,332
非積立型制度の退職給付債務	1,311	1,497
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,962	12,829
退職給付に係る負債	11,962	12,829
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,962	12,829

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
勤務費用	1,503	1,594
利息費用	93	53
数理計算上の差異の費用処理額	91	139
過去勤務費用の費用処理額	13	9
その他	96	△19
確定給付制度に係る退職給付費用	1,796	1,778

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
過去勤務費用	8	9
数理計算上の差異	△570	△11
合計	△562	△2

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年2月29日)	(平成29年2月28日)
未認識過去勤務費用	20	10
未認識数理計算上の差異	1,283	1,294
合計	1,303	1,305

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年2月29日)	(平成29年2月28日)
現金及び預金	100%	100%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
割引率	主に0.5%	主に0.5%
長期期待運用収益率	0%	0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	200	223
退職給付費用	30	41
退職給付の支払額	△7	△12
退職給付に係る負債の期末残高	223	253

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
非積立制度の退職給付債務	223	253
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223	253
退職給付に係る負債	223	253
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	223	253

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度30百万円 当連結会計年度41百万円

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度436百万円、当連結会計年度482百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
販売費及び一般管理費	84百万円	94百万円

2. スtock・オプションの権利未行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
営業外収益	—	32百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

提出会社

	第5回新株予約権	第6回(あ)新株予約権	第7回(あ)新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 22,400株	普通株式 21,300株	普通株式 18,000株
付与日	平成17年10月12日	平成18年10月26日	平成19年 9月 5日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	平成17年10月13日から 平成37年 5月31日まで	平成18年10月27日から 平成38年 5月26日まで	平成19年 9月 6日から 平成39年 8月20日まで

	第8回(あ)新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 26,400株	普通株式 21,500株	普通株式 18,900株
付与日	平成21年 1月16日	平成22年 2月17日	平成23年 2月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	平成21年 1月17日から 平成40年12月15日まで	平成22年 2月18日から 平成42年 2月 1日まで	平成23年 2月26日から 平成43年 2月10日まで

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 27,000株	普通株式 26,900株	普通株式 25,400株
付与日	平成24年 2月17日	平成25年 4月12日	平成26年 4月10日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	平成24年 2月18日から 平成44年 2月 1日まで	平成25年 4月12日から 平成45年 3月26日まで	平成26年 4月10日から 平成46年 3月23日まで

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 1名	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 12,400株	普通株式 1,100株	普通株式 15,100株
付与日	平成27年 4月10日	平成27年 6月10日	平成28年 5月 2日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	(注)3	(注)3	(注)3
権利行使期間	平成27年 4月10日から 平成47年 3月24日まで	平成27年 6月10日から 平成47年 5月25日まで	平成28年 5月 2日から 平成48年 4月12日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 2. 権利確定条件は付されていません。
 3. 対象勤務期間は定めていません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

提出会社

	第5回新株予約権	第6回(あ)新株予約権	第7回(あ)新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,800	9,900	6,600
権利確定	—	—	—
権利行使	500	400	2,500
失効	1,700	5,800	—
未行使残	1,600	3,700	4,100

	第8回(あ)新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	9,200	6,300	5,900
権利確定	—	—	—
権利行使	3,400	4,200	3,600
失効	—	—	—
未行使残	5,800	2,100	2,300

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	7,100	8,500	7,300
権利確定	—	—	—
権利行使	500	500	500
失効	—	1,000	500
未行使残	6,600	7,000	6,300

5. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税等	727百万円	875百万円
賞与引当金	1,244 "	1,053 "
減価償却超過額	13,387 "	11,047 "
ソフトウェア償却超過額	517 "	410 "
退職給付に係る負債	5,760 "	5,633 "
貸倒引当金	285 "	310 "
減損損失	4,149 "	5,248 "
繰越欠損金	14,072 "	10,900 "
その他	3,847 "	5,953 "
繰延税金資産小計	43,991百万円	41,433百万円
評価性引当額	△13,816 "	△12,113 "
繰延税金資産合計	30,175百万円	29,319百万円
繰延税金負債		
商標権	△3,634百万円	△3,230百万円
繰延税金負債合計	△3,634百万円	△3,230百万円
繰延税金資産純額	26,541百万円	26,088百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当連結会計年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
評価性引当額	△0.9%	△0.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.4%
住民税均等割	0.6%	0.6%
海外子会社税率差異	0.8%	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%	3.1%
のれん償却額	1.7%	1.2%
その他	△0.4%	△2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.0%	36.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年3月1日から平成31年2月28日までのものは30.9%、平成31年3月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,803百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が1,783百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が20百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に20年と見積り、割引率は主に0.2～0.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
期首残高	21,552	百万円	24,721	百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,960	〃	2,625	〃
時の経過による調整額	400	〃	392	〃
資産除去債務の履行による減少額	△1,835	〃	△716	〃
見積りの変更による増加額	2,643	〃	—	〃
期末残高	24,721	百万円	27,023	百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは国内コンビニエンスストア事業、成城石井事業及びエンタテイメント関連事業を主な事業内容としており、関連する事業を法人化して、グループ経営を行っております。

したがって、当社グループはサービス内容・経済的特徴を考慮したうえで事業セグメントを集約し、「国内コンビニエンスストア事業」、「成城石井事業」、「エンタテイメント関連事業」を報告セグメントとしております。

「国内コンビニエンスストア事業」は、当社が日本国内において「ローソン」「ナチュラルローソン」「ローソンストア100」のチェーン本部としてフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。株式会社ローソン山陰は、山陰地方においてローソン店舗のチェーン展開を行っております。株式会社ローソンストア100は、「ローソンストア100」の直営店舗の運営や店舗指導等を行っております。株式会社SCIは、原材料の調達から販売までのプロセスを総合的に管理する機能子会社として、工程全体の効率化と最適化を行っております。

「成城石井事業」は、株式会社成城石井においてスーパーマーケット「成城石井」の運営を行っております。

「エンタテイメント関連事業」は、株式会社ローソンHMVエンタテイメントにおいて、ローソン店舗等でのコンサートチケット販売や、HMV店舗等での音楽、映像ソフトの販売を行っております。またユナイテッド・シネマ株式会社において、複合型映画館の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価額に基づいております。

(事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更し、また、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更したことに伴い、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

なお、この変更による当連結会計年度のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	合計 (注3)
	国内コンビニ エンスストア 事業	成城石井事業	エンタテイメ ント関連事業				
営業総収入							
外部顧客への営業総収入	395,057	68,993	73,639	45,763	583,452	—	583,452
セグメント間の内部営業 総収入又は振替高	3,579	—	1,401	1,158	6,139	△6,139	—
計	398,637	68,993	75,040	46,921	589,592	△6,139	583,452
セグメント利益	59,993	5,037	4,076	3,427	72,534	7	72,541
セグメント資産	738,875	65,016	64,559	53,679	922,131	△118,918	803,212
その他の項目							
減価償却費	40,768	1,756	1,375	2,590	46,490	—	46,490
のれんの償却額	596	1,437	664	103	2,802	—	2,802
持分法適用会社への投資額	4,745	—	—	—	4,745	—	4,745
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	48,467	521	4,346	3,157	56,492	—	56,492

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが営んでいる金融サービス関連事業等を含んでおります。

(注2) セグメント利益及びセグメント資産の調整額は、セグメント間取引の消去高です。

(注3) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	合計 (注3)
	国内コンビニ エンスストア 事業	成城石井事業	エンタテイメ ント関連事業				
営業総収入							
外部顧客への営業総収入	419,690	85,824	71,545	54,227	631,288	—	631,288
セグメント間の内部営業 総収入又は振替高	4,918	—	1,390	919	7,228	△7,228	—
計	424,608	85,824	72,936	55,147	638,517	△7,228	631,288
セグメント利益	59,865	6,911	3,988	2,999	73,765	7	73,772
セグメント資産	800,383	58,705	62,271	56,925	978,285	△111,708	866,577
その他の項目							
減価償却費	44,796	2,005	2,278	3,386	52,468	—	52,468
のれんの償却額	911	1,676	501	99	3,189	—	3,189
持分法適用会社への投資額	4,922	—	—	—	4,922	—	4,922
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	55,488	1,054	1,483	2,928	60,955	—	60,955

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、上海羅森便利有限公司等が営んでいる海外事業及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが営んでいる金融サービス関連事業等を含んでおります。

(注2) セグメント利益及びセグメント資産の調整額は、セグメント間取引の消去高です。

(注3) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

報告セグメントごとの計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業				
減損損失	9,155	80	570	737	10,542	—	10,542

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

報告セグメントごとの計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業				
減損損失	9,034	62	208	229	9,535	—	9,535

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業				
当期末残高	8,589	26,946	9,192	1,581	46,309	—	46,309

(注)のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	合計
	国内コンビニエンスストア事業	成城石井事業	エンタテインメント関連事業				
当期末残高	11,269	25,270	8,690	812	46,041	—	46,041

(注)のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	あり	商品仕入先	直営店仕入 (加盟店仕入)	12,454 (601,997)	買掛金	50,021

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	あり	商品仕入先	直営店仕入 (加盟店仕入)	15,251 (639,650)	買掛金	54,256

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 商品仕入につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

なお、()内の加盟店仕入につきましては、当社が決済代行を行っており、当社との直接取引ではありません。

2. 取引金額につきましては、取引高の総額で表示しております。
3. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	あり	商品仕入先	加工食品等 の販売	67,163	未収入金	8,015

当連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	三菱食品(株)	東京都 大田区	10,630	加工食品等 の販売	—	あり	商品仕入先	加工食品等 の販売	120,218	未収入金	12,850

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 加工食品等の販売につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額につきましては、取引高の総額で表示しております。
3. 取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三菱商事(株)(東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり純資産額 2,643円97銭	1株当たり純資産額 2,748円39銭
1株当たり当期純利益金額 313円81銭	1株当たり当期純利益金額 363円96銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 313円57銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 363円70銭

- (注) 1. (会計方針の変更)に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、11.96円、25.83円及び25.81円減少しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	31,381	36,400
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	31,381	36,400
普通株式の期中平均株式数(千株)	99,998	100,009
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	78	71
(うち、新株予約権(千株))	(78)	(71)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,990	31,180	0.14	—
1年以内に返済予定の長期借入金	575	575	0.61	—
1年以内に返済予定のリース債務	23,898	28,012	1.54	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	57,562	56,703	0.10	平成30年3月～ 平成31年10月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	88,060	99,983	1.49	平成30年3月～ 平成44年1月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	172,086	216,455	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 連結決算日と連結子会社の決算日が異なる場合、返済期限が連結決算日より1年以内であるものが含まれております。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	575	56,128	—	—
リース債務	25,716	22,845	18,960	13,829

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業総収入 (百万円)	148,911	306,231	461,955	631,288
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	15,524	35,832	53,514	58,456
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	8,823	22,608	33,855	36,400
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	88.22	226.07	338.51	363.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	88.22	137.83	112.44	25.45

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	48,453	51,283
加盟店貸勘定	29,636	38,301
リース債権	5,905	20,276
商品	952	1,426
前払費用	12,179	13,741
未収入金	40,895	46,705
繰延税金資産	3,141	2,718
その他	6,513	7,563
貸倒引当金	△8	△6
流動資産合計	147,670	182,009
固定資産		
有形固定資産		
建物	136,941	144,619
構築物	22,346	26,147
工具、器具及び備品	13,770	14,760
土地	9,741	9,648
リース資産	91,137	95,632
建設仮勘定	7,816	1,591
有形固定資産合計	281,753	292,400
無形固定資産		
ソフトウェア	18,269	29,852
のれん	8,589	9,831
その他	489	501
無形固定資産合計	27,348	40,186
投資その他の資産		
投資有価証券	9,892	8,781
関係会社株式	62,958	63,375
長期貸付金	39,951	43,564
関係会社長期貸付金	20,482	16,823
長期前払費用	9,352	10,313
差入保証金	85,111	87,783
繰延税金資産	20,883	21,599
その他	10,328	2,111
貸倒引当金	△857	△962
投資その他の資産合計	258,102	253,390
固定資産合計	567,204	585,976
資産合計	714,875	767,986

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,005	100,160
短期借入金	—	30,000
関係会社短期借入金	37,880	47,280
リース債務	21,431	25,385
未払金	24,966	21,425
未払法人税等	6,175	8,349
未払費用	2,028	2,157
預り金	81,015	84,380
賞与引当金	3,047	2,586
その他	6,331	4,345
流動負債合計	279,880	326,070
固定負債		
長期借入金	50,000	50,000
リース債務	82,425	93,337
退職給付引当金	9,417	10,098
役員退職慰労引当金	341	242
資産除去債務	21,702	23,654
その他	27,532	27,173
固定負債合計	191,418	204,506
負債合計	471,298	530,576
純資産の部		
株主資本		
資本金	58,506	58,506
資本剰余金		
資本準備金	47,696	47,696
その他資本剰余金	0	—
資本剰余金合計	47,697	47,696
利益剰余金		
利益準備金	727	727
その他利益剰余金		
別途積立金	50,000	50,000
繰越利益剰余金	87,365	81,719
利益剰余金合計	138,093	132,447
自己株式	△1,280	△1,210
株主資本合計	243,016	237,439
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	818	274
土地再評価差額金	△566	△618
評価・換算差額等合計	252	△344
新株予約権	307	314
純資産合計	243,576	237,409
負債純資産合計	714,875	767,986

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
営業総収入	333,855	356,186
売上高	35,013	42,365
売上原価	24,966	30,470
売上総利益	10,047	11,894
営業収入		
加盟店からの収入	263,067	273,945
その他の営業収入	35,774	39,876
営業収入合計	298,841	313,821
営業総利益	308,889	325,716
販売費及び一般管理費	※1 251,641	※1 268,296
営業利益	57,247	57,419
営業外収益		
受取利息	879	780
受取配当金	327	516
受取補償金	645	524
デリバティブ評価益	—	409
その他	911	939
営業外収益合計	2,763	3,170
営業外費用		
支払利息	1,540	1,569
リース解約損	1,881	1,243
為替差損	980	481
災害による損失	—	422
その他	626	412
営業外費用合計	5,028	4,130
経常利益	54,982	56,459
特別損失		
固定資産売却損	※2 170	※2 294
固定資産除却損	※3 4,172	※3 3,388
減損損失	9,155	9,034
関係会社出資金評価損	773	8,603
その他	1,455	387
特別損失合計	15,727	21,710
税引前当期純利益	39,255	34,749
法人税、住民税及び事業税	15,680	14,749
法人税等調整額	1,772	912
法人税等合計	17,453	15,661
当期純利益	21,802	19,088

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	58,506	47,696	—	47,696
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	47,696	—	47,696
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				
新株予約権の行使（自己株式の交付）				
会社分割による減少				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	58,506	47,696	0	47,697

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	727	50,000	88,514	139,241	△1,272	244,172	
会計方針の変更による累積的影響額			1,298	1,298		1,298	
会計方針の変更を反映した当期首残高	727	50,000	89,812	140,540	△1,272	245,471	
当期変動額							
剰余金の配当			△24,249	△24,249		△24,249	
当期純利益			21,802	21,802		21,802	
自己株式の取得					△8	△8	
自己株式の処分					0	1	
土地再評価差額金の取崩						—	
新株予約権の行使（自己株式の交付）						—	
会社分割による減少						—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△2,447	△2,447	△7	△2,454	
当期末残高	727	50,000	87,365	138,093	△1,280	243,016	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△408	△566	△975	223	243,420
会計方針の変更による累 積的影響額					1,298
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△408	△566	△975	223	244,719
当期変動額					
剰余金の配当					△24,249
当期純利益					21,802
自己株式の取得					△8
自己株式の処分					1
土地再評価差額金の取崩					—
新株予約権の行使（自己 株式の交付）					—
会社分割による減少					—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	1,227	—	1,227	84	1,311
当期変動額合計	1,227	—	1,227	84	△1,142
当期末残高	818	△566	252	307	243,576

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	58,506	47,696	0	47,697
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,506	47,696	0	47,697
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
土地再評価差額金の取崩				
新株予約権の行使(自己株式の交付)			△0	△0
会社分割による減少				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	58,506	47,696	—	47,696

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	727	50,000	87,365	138,093	△1,280	243,016	
会計方針の変更による累積的影響額				—		—	
会計方針の変更を反映した当期首残高	727	50,000	87,365	138,093	△1,280	243,016	
当期変動額							
剰余金の配当			△24,751	△24,751		△24,751	
当期純利益			19,088	19,088		19,088	
自己株式の取得					△3	△3	
自己株式の処分						—	
土地再評価差額金の取崩			52	52		52	
新株予約権の行使(自己株式の交付)			△17	△17	72	54	
会社分割による減少			△17	△17		△17	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△5,645	△5,645	69	△5,577	
当期末残高	727	50,000	81,719	132,447	△1,210	237,439	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	818	△566	252	307	243,576
会計方針の変更による累 積的影響額					—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	818	△566	252	307	243,576
当期変動額					
剰余金の配当					△24,751
当期純利益					19,088
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					—
土地再評価差額金の取崩					52
新株予約権の行使（自己 株式の交付）					54
会社分割による減少					△17
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△544	△52	△596	7	△589
当期変動額合計	△544	△52	△596	7	△6,166
当期末残高	274	△618	△344	314	237,409

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げによる方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物は10年～34年、工具、器具及び備品は5年～8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

流動資産の「リース債権」(前事業年度5,905百万円)は、従来、貸借対照表上、「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「リース債権」(当事業年度20,276百万円)として表示しております。

投資その他の資産の「関係会社出資金」(当事業年度33百万円)は、従来、貸借対照表上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

営業外収益の「店舗什器関連収入」(当事業年度175百万円)は、従来、損益計算書上、独立掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

特別損失の「関係会社出資金評価損」(前事業年度773百万円)は、従来、損益計算書上、「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、「関係会社出資金評価損」(当事業年度8,603百万円)として表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
短期金銭債権	9,484百万円	26,094百万円
長期金銭債権	272 "	157 "
短期金銭債務	8,430 "	5,175 "
長期金銭債務	231 "	368 "

2 保証債務

下記の関係会社の仕入債務及び預り金債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
株式会社ローソンHMVエンタテイメント	567百万円	454百万円
株式会社SCI	197 "	426 "

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
従業員給料及び手当	25,415百万円	27,630百万円
賞与引当金繰入額	3,047 "	2,586 "
退職給付費用	1,756 "	1,826 "
地代家賃	95,405 "	100,182 "
減価償却費	41,237 "	45,192 "
おおよその割合		
販売費	14%	15%
一般管理費	86 "	85 "

※2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物	160百万円	252百万円
構築物	4 "	42 "
工具、器具及び備品	5 "	0 "
その他	0 "	0 "
計	170百万円	294百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
建物	2,947百万円	2,199百万円
構築物	262 "	196 "
工具、器具及び備品	216 "	183 "
リース資産	679 "	793 "
ソフトウェア	66 "	14 "
計	4,172百万円	3,388百万円

4 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業取引による取引高		
営業収入	22,639百万円	26,978百万円
商品仕入	2,803 "	500 "
販売費及び一般管理費	27,148 "	31,271 "
営業取引以外の取引高	858 "	1,050 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
子会社株式(子会社出資金を含む)	65,068	56,642
関連会社株式(関連会社出資金を含む)	6,540	6,766
計	71,609	63,408

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税等	509百万円	732百万円
賞与引当金	1,007 "	798 "
関係会社株式等評価損	3,067 "	5,115 "
減価償却超過額	10,635 "	8,741 "
ソフトウェア償却超過額	489 "	371 "
退職給付引当金	4,850 "	4,808 "
貸倒引当金	274 "	298 "
減損損失	4,114 "	5,224 "
その他	3,066 "	4,311 "
繰延税金資産小計	28,014百万円	30,403百万円
評価性引当額	△3,990 "	△6,085 "
繰延税金資産合計	24,024百万円	24,317百万円
繰延税金資産純額	24,024百万円	24,317百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.1%
評価性引当額	2.0%	8.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.6%
住民税均等割	0.4%	0.4%
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	5.6%	4.8%
その他	0.2%	△2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%	45.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年3月1日から平成31年2月28日までのものは30.9%、平成31年3月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が1,680百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,680百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	136,941	*1) 31,678	*2) 15,510 (4,871)	8,489	144,619	107,716
	構築物	22,346	9,614	2,369 (752)	3,442	26,147	33,996
	工具、器具及び備品	13,770	5,689	1,153 (409)	3,545	14,760	46,743
	土地	9,741 [△566]	260	353 (353) [52]	—	9,648 [△618]	—
	リース資産	91,137	*1) 37,836	*2) 9,608 (2,614)	23,732	95,632	66,770
	建設仮勘定	7,816	23,980	30,205	—	1,591	—
	計	281,753	109,059	59,201 (9,002)	39,210	292,400	255,226
無形固定資産	ソフトウェア	18,269	*3) 20,935	4,173	5,178	29,852	8,558
	のれん	8,589	*4) 2,023	—	780	9,831	3,970
	その他	489	40	5	22	501	268
	計	27,348	22,998	4,179	5,981	40,186	12,797

(注) *1) 主に新規出店966店舗及び改装に伴う増加であります。

*2) 主に店舗閉鎖413店舗及び減損損失計上に伴う減少であります。

*3) 主に次期ITシステムの開発に伴う増加であります。

*4) 主に株式会社スリーエフ及び株式会社ポプラからの資産承継に伴う増加であります。

5) 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

6) 「土地」のうち[]は内書きで、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	865	202	99	968
賞与引当金	3,047	2,586	3,047	2,586
役員退職慰労引当金	341	47	145	242

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取及び買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.lawson.co.jp/koukoku/index.html
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第41期(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日) 平成28年5月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年5月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第42期第1四半期(自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日) 平成28年7月13日関東財務局長に提出。

第42期第2四半期(自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日) 平成28年10月13日関東財務局長に提出。

第42期第3四半期(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日) 平成29年1月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成29年2月10日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成29年4月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成29年5月2日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 5 月29日

株式会社ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ローソンの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ローソンが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月29日

株式会社ローソン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローソンの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月31日

【会社名】 株式会社ローソン

【英訳名】 Lawson, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 竹増 貞信

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 上級執行役員 CFO 中庭 聡

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目11番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長竹増貞信及び最高財務責任者中庭聡は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、平成23年3月30日に企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行いました。また、評価対象とする業務プロセスを合理的に選定し、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の営業総収入及び総資産の金額が高い拠点から合算していき、いずれかの指標が前連結会計年度の連結営業総収入及び連結総資産の概ね67%に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として営業収入・売上高、加盟店勘定及び棚卸資産に至る業務プロセス、並びにその他の金額的重要性の高い勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。